

国営かんがい排水事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
------------	--------	--------------------

事業の内容

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行う。

採択基準

各事業種類について、現に存在する受益面積がおおむね3,000ha(離島において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha)以上の一般型と、おおむね500ha(畑に係るものにあつては、100ha)以上の特別型に分類され、かつ、本事業の対象となる農業用排水施設は、末端支配面積がおおむね500ha(畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業については末端支配面積がおおむね200ha(畑に係るものにあつては100ha)、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、末端支配面積がおおむね100ha)以上のもの。

ただし、地区の実情を勘案し、上記末端支配面積に満たない施設についても、農業水利制御システム及び畑地におけるファームポンド等も事業の対象となる。

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(通水量等がおおむね0.5m³/s(重要度及び緊急性の高い施設にあつてはおおむね0.1m³/s)以上で老朽化が著しく維持管理に支障が生じるもの等)の更新のために行う事業は、当該施設の整備を行った国営土地改良事業の受益地がおおむね3,000ha以上現に存り、かつ、末端支配面積がおおむね500ha以上の施設が対象。

また、耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設については、上記にかかわらず、末端支配面積がおおむね300ha以上のものを本事業の対象とし、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設について、次の(1)から(3)までを満たす場合にあっては末端面積がおおむね100ha以上のものを本事業の対象とすることができるもの。

(1) 受益地内で以下に掲げるいずれかの流域治水対策が実施されること。

- ・流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
- ・治水協定(「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
- ・地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。

(2) 対象となる全ての施設について一元的に管理が行われること。

(3) 当該施設をそれぞれ単独で整備及び管理する場合に比して、整備及び管理に係る費用の低減が図られること。

表1. 事業の分類(事業抜粋)

分類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
一般型	かんがい排水事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、以下の各事業に該当しないもの	
	国営造成土地改良施設整備事業*1	—	国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(農業水利制御システム(農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総

		合的に行うシステムをいう。以下同じ。)の整備のみを行う場合には、国営土地改良事業により造成された施設と一体不可分な都道府県営土地改良事業等により造成された施設を含む。)に係る軽微な変更の事業
国営流域水質保全機能増進事業	農業用排水施設の整備を行う事業であって、循環かんがいシステム等による水質保全機能の増進を図ることを目的とするもの	
国営農業用水再編対策事業	農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、水資源の有効利用に資することを目的とするもの	
国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）	農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、地域用水機能の増進に資することを目的とするもの	

*1 管理設備、電源設備、非常用電源装置又は放流警報設備の整備のみを行う国営造成土地改良施設整備事業に関する採択及び予算措置は、令和7年度までとする。

特別型	高収益作物導入促進事業	高収益作物の導入促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）	農地集積の促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営流域治水対策事業	「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備並びに流域治水対策に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営施設応急対策事業 *2 （詳細はP.14を参照のこと）	—	農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該施設の機能を保全するための整備等を行う事業
	低炭素農業水利システム構築事業	低炭素型の農業水利システムへの移行のための農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営施設集約再編事業	—	農業用排水施設について、老朽化等による機能低下がみられる施設の集約・再編を伴う整備を行う事業
	国営施設機能保全総合対策事業	—	農業用排水施設の機能を総合的に保全するための整備を行う事業

*2 当該事業は令和4年3月31日までに採択された施設が対象となる。

表2. 施設毎各団体負担割合

負担割合	区 分	国	県 (条例)	市町村	その他	備考
〔H5年度以降 着工地区〕	1. ダ ム					
	受益面積 5,000ha 貯水量 700万㎡以上	70	25	5	—	
	一般 上記以外のダム	2/3	17	6	10.4	

2. 頭 首 工					
受益面積5,000ha以上	70	25	5	—	
5,000ha未満	2/3	17	6	10.4	
3. 排水機場、樋門					
受益面積5,000ha以上	70	25	5	—	
3,000ha以上5,000ha未満	2/3	23.4	8	2.0	
1,000ha以上3,000ha未満	2/3	20.9	8	4.5	
1,000ha未満	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
4. 排 水 路					
受益面積1,000ha以上	2/3	20.9	8	4.5	
1,000ha未満	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
5. 用水機場、樋門、導水路					
全 施 設	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
6. 用 水 路					
全 施 設	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
7. 農業水利制御システム					
全 施 設	50	25	10	15	
更新事業に係るもの	50	29	14	7.0	
8. 農道					
全施設	50	未定	未定	未定	
応急対策（国営施設応急対策事業）*3	2/3	19.4	9	5.0	
一体的に行う耐震化対策 （国営耐震対策一体型かんがい排水事業）	2/3	30	3.4	—	

*3 当該事業は令和4年3月31日までに採択された施設が対象となる。

国営施設応急対策事業 (国営かんがい排水事業特別型)	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
--------------------------------------	--------	--------------------

目 的

食料の安定的な生産に不可欠な基盤である国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該調査の結果に基づく施設の機能保全に係る整備を行うほか、老朽化等による機能低下がみられる場合における施設長寿命化計画の作成及び当該計画に基づく機能保全整備等を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。（平成24年度創設）

事業の内容

1 応急対策

不測の事態が発生した場合に、その詳細な情報を把握しつつ、二次被害の防止等を図るために最小限必要な内容について定めた応急対策計画に基づいて行う。

2 原因究明等調査

不測の事態が発生した施設における発生原因の究明調査、耐震性の点検・調査、対策工法の検討、老朽化等による機能低下がみられるものにおいては施設長寿命化計画の作成を行い、必要に応じて土地改良事業計画の案を作成するための調査を行う。

3 対策事業

原因究明の結果を踏まえ、施設の機能保全を目的とした農業用排水施設の変更を行う。

事業採択等調査期間

原因究明等調査及び応急対策の実施期間及び対策事業の採択期間 平成24年度～令和3年度までの10年間

採 択 要 件

1 対象施設

国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む）

2 末端支配面積

末端支配面積がおおむね500ha（畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業についてはおおむね200ha（畑に係るものにあつては100ha）、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、おおむね100ha)以上のもの。

3 実施要件

(1) 応急対策

- ・事態発生時の責任の所在の明確化が困難なもの
- ・緊急性があり、かつ即応しない場合、二次被害や第三者被害の発生のおそれがあるもの

(2) 原因究明等調査

- ・調査・設計・施工・管理にわたり原因の所在の特定が困難なもの
- ・施設の機能・周辺地域に影響を及ぼしているもの、又は及ぼすおそれがあるもの

(3) 対策事業

- ・応急対策の対象施設を含め、施設の更新又は補修・補強を行う必要があるもの
- ・1箇所あたりの事業費が2,000万円以上であること

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	原因究明等 調査	定額	—	—	—	
	応急対策及 び対策事業	2/3	19.4	9	5	

国営土地改良事業に係る 調査計画制度	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------------------	--------	--------------------

趣 旨

国営土地改良事業を行うために必要な、その地域の課題把握、現況の土地・水利用状況の把握、施設計画、事業費概定、経済効果の算定、環境との調和に配慮した調査計画の策定、更には受益農家への事業概要説明など、さまざまな調査計画業務、関係者との調整業務を行う。

また、土地改良事業により造成された施設が、造成後もその機能を継続的に発揮するためには適切な維持管理を行なうことが重要であり、造成施設の主たる管理者である土地改良区や県・市町村などに対し維持管理に必要な情報提供や連絡調整など（事業のフォローアップ）を行う。

主な調査計画制度

1 広域基盤整備計画調査（国費：100％）

食料供給の中核的役割を担う大規模かつ優良な広域の農業地域（広域農業地域）を適切に維持・存続させるため、国が基幹的農業水利施設を計画的、機動的かつ、長寿命化に配慮し、整備更新するための広域基盤整備計画を策定する。

2 広域農業基盤整備管理調査（国費：100％）

地域の農地、農業水利、農村環境等の農業基盤情報の収集・分析・提供を行い、農業振興上の課題を整理するとともに、国営完了地区においては、水利用・排水状況、水管理、施設管理、農業状況等の現状把握を行う。これらの調査成果を基に事業の必要性の検討、水管理方法の変更、営農改善方策の対応を検討するとともに、完了地区においては、事業実施後の事業効果について評価する。

3 国営造成施設緊急整備対策調査（国費：100％）

国営土地改良事業で造成された施設のうち、周辺の土地利用の変化や特殊土壌等が原因で、その機能の発揮に支障を来しているものに対して、施設機能維持のために必要な整備補修を緊急に実施するための調査等を行う。

4 地域整備方向検討調査（国費：100％）

用水計画の見直しや新規の水源開発及び中山間地域の振興、多面的機能の維持・保全を図る国又は独立行政法人緑資源機構が行う事業の実現性の高い地域において、国営等事業の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画の案を作成するために行う調査に先立ち地域の課題及び整備構想の概略を検討する。

5 地区調査（国費：100％）

国営土地改良に事業の実施が見込まれる地区において現状把握を行い、本事業の実施の必要性、技術的可能性、経済的妥当性を検討のうえ事業計画を策定する。

6 全体実施設計（国費：当該国営土地改良事業実施要綱負担割合による）

地区調査が行われた地区において、工事計画に係る設計を行い、事業着手後に事業費が著しく変動しない精度の事業費算定を行う。

7 施設長寿命化検討調査（国費：100％）

老朽化等により施設の機能低下がみられる地区において、施設の機能診断並びに施設の機能の保全及び長寿命化に資する事項について検討を行い、これらの事項を定めた施設の長寿命化に配慮した更新整備計画（施設長寿命化計画）を策定する。

基幹水利施設整備型 (水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 水利施設保全班
--	--------	--

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

- 次に掲げるいずれかにの要件を満たすもの。
 - (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。
 - (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設(以下「畑地を受益とする農業用排水施設」という。)の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
 - (3) 国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
 - (4) 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
 - (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
 - (6) 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- 水利施設等保全高度化事業を実施する場合は、上記に加えて、次に掲げるいずれかの要件を満たすとともに、既存の基幹水利施設の改修を実施する場合にあつては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。
 - (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
 - (2) 事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
 - (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設整備型	50	25	10	15	

基幹水利施設保全型 (水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 (計) 農村振興課地域計画班 (実) 農村整備課水利施設保全班
--	----------------------------	--

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について、施設の有効活用を図るため、効率的な機能保全対策を推進するもの。

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定
- 2 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画に基づく対策工事の実施
- 3 国営造成施設又は県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事等の実施

採択基準

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水機場であること。
- 2 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- 3 県の基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられたもの。
- 4 対策工事を法律補助事業で行う場合においては、受益面積100ha以上であること。
- 5 水利施設等保全高度化事業を実施する場合においては、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの。
 - (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
 - (2) 事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
 - (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

運用方針（内部規定）

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は県営土地改良事業で造成された農業水利施設のうち、標準耐用年数を既に超過しているか、機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 対象施設の選定は、一次機能診断の数値評価結果等に基づき施設管理者と協議のうえ行う。
- (3) 地区の選定は各管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等にする。
- (4) 機能保全計画は策定後、施設管理者にその結果を速やかに報告する。

2 対策工事の実施基準

国営造成水利施設保全対策指導事業及び本事業等で作成した機能保全計画に基づき実施する。

(1) 県営事業

法律補助事業（土地改良法の手続きを経る事業）を基本とし、1施設の受益面積が100ha以上かつ1地区の総事業費が5,000万円以上とする。

(2) 団体営事業

1施設の受益面積が100ha以上で1地区の事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上の地区とする。

3 緊急補修工事の実施基準

事業主体は施設管理者とし、1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上かつ事業費が200万円以上を要件とする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設保全型 対策工事 緊急補修工事	50	29 【50】	14 【-】	7 【-】	【 】は 県有ダムに係る分
	基幹水利施設保全型 機能保全計画策定	50 (55)	33.8 【50】 (30.4) 【45】	16.2 【-】 (14.6) 【-】	-	県営 (農山漁村地域整備交付金) 【 】は 県有ダムに係る分
団体営	基幹水利施設保全型 対策工事 緊急補修工事	50	14	21	15	市町村営 (農山漁村地域整備交付金)
		50	14	13	23	土地改良区営 (農山漁村地域整備交付金)
		50	18	25	7	市町村営 (基幹水利施設管理事業と一体的に実施)

※（ ）は 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、
特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域の場合。

地域農業水利施設保全型 （農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業）	市町村 事業主体 土地改良区	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
---	----------------------	-----------------------

事業の内容

団体営造成施設等の劣化状況等の調査に基づき、施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施するもの。

- 1 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施。
- 3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施

採択基準

- 1 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。ただし、基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられた施設は本事業の対象外。
- 2 機能保全計画の策定においては、末端支配面積100ha以上であり、予防的な対策が有効と見込まれるもの。
- 3 対策工事においては受益面積100ha以上（機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成している場合は10ha以上）であること。
- 4 事後保全においては、施設の劣化に起因すると想定されるもの。
- 5 対策工事及び事後保全においては、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

運用方針（内部規定）

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業等で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設で、標準耐用年数を既に超過しているか機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 地区の設定は、管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等とする。

2 対策工事の実施基準

- (1) 1地区の総事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上を要件とする。
- (2) 本事業で計画を策定した場合は1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上とし、施設管理者独自で計画を策定した場合は1地区あたり受益面積（末端支配面積）が10ha以上とする。

3 緊急工事の実施基準

事後保全は以下の要件全てに合致する施設を対象とする。

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業等で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設。
- (2) その事故が劣化に起因すると判断されるもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
団体営	機能保全計画策定	50 (55)	20 (18)	30 (20)	－	市町村営
		50 (55)	25.9 (23.3)	24.1 (21.7)	－	土地改良区営
	対策工事 及び 緊急工事	50 (55)	14	21	15 (10)	市町村営
		50 (55)	14	13	23 (18)	土地改良区営

※（ ）は 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、
特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域の場合

実施計画策定事業 (水利施設等保全高度化事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区	所管課班 ① 農村振興課地域計画班 ② 農村整備課水利施設保全班
-----------------------------------	------------------------	-------------------------------------

①施設計画策定事業

事業の内容

- 1 実施計画の策定
農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。
- 2 水管理方法の技術的検討
- 3 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備・管理マニュアルの作成
- 4 その他、地域の水管理上必要となる調査計画等

採択基準

当該事業費が200万円以上であること。

②機能保全計画策定事業

事業の内容

- 1 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 1の機能保全計画は次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果
 - イ 施設機能診断（劣化の度合いの測定等）概要及び結果
 - ウ 劣化原因究明のための構造物の監視
 - エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）
- 3 事業実施主体が県である場合は、策定された機能保全計画の内容に関する情報の集約の推進を図るとともに当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系化にある施設に係るものについては、地方農政局長に情報提供を行うものとする。

採択基準

末端支配面積が10ha以上であること。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	施設計画策定事業	50 (55)	33.8 (30.4)	16.2 (14.6)	－	県営
	機能保全計画策定事業	50 (55)	33.8 (30.4)	16.2 (14.6)	－	県営
		50 (55)	20 (18)	30 (20)	－	市町村営
		50 (55)	25.9 (23.3)	24.1 (21.7)	－	土地改良区営

※（ ）は 中山間地域等の場合に適用

(2) 農地整備（ほ場整備）関連

事業名 集積要件	経営体育成型または中山間地域型	
	一般型	集約型
農業競争力強化基盤整備事業	○（継続地区のみ）	○
農山漁村地域整備交付金	○（継続地区のみ）	—

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

継続地区（H25 年度までの採択）のみ適用 …………… 一般型

農地整備事業（経営体育成型または中山間地域型）H26 年度以降採択・新規地区適用… 集約型

農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業（一般型）） ※継続地区（H25年度までの採択）のみ適用	事業主体 県	所管課班 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	------------------

目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金で実施。

採択要件

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 事業完了時において、次のいずれかを満たすこと。
 - ア 認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係団体が協議して定める担い手の育成確保に係る目標以上となること。
 - イ 認定農業者数が30%以上増加すること。

- 3 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
20%未満の場合	30%以上
20%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

負担割合

1 農地整備事業

（農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （一般型））	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間等地域適用

2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。
(農業競争力強化農地備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1) 高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
団体営	イ 調査・調整事業	50 (55)	30 (27)	20 (18)	H22年度以前の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	(2) 農業経営高度化促進事業				
	高度化経営体集積 促進事業	50 (55)	50 (45)	— —	H13～15年度の採択地区
		50 (55) [20] 〈22〉	20 (18) [20] 〈18〉	30 (27) — —	助成割合は2.5%まで 助成割合2.5～5%ま で
		50 (55) [30] 〈33〉	30 (27) [30] 〈27〉	20 (18) — —	H18～22年度の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	(3) 耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

- ・ (1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体
- ・ (2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体
- ・ () は中山間等地域に適用
- ・ [] は市町村の負担が無い場合に適用
- ・ 〈 〉 は市町村の負担が無い場合の中山間等地域に適用

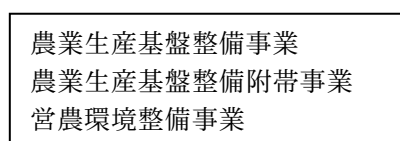
農地整備事業 (経営体育成型または中山間地域型) ※新規地区・H26年度以降適用	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
---	--------	-------------------------------------

目 的

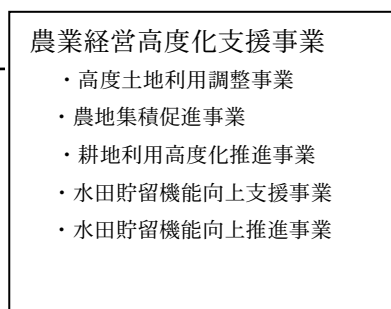
食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このため、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化を推進することとする。

(ハード事業)



(ソフト事業)



事業の内容

〈経営体育成型〉

- 1 下記の(1)の③又は⑤に掲げるものを実施するもの。
- 2 下記の(1)に掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの。
- 3 上記1または2の事業と下記の(2)から(6)までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。

(1) 農業生産基盤整備事業

- ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③区画整理事業
 ④農用地造成 ⑤暗渠排水事業 ⑥客土事業 ⑦除礫

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

(3) 営農環境整備事業

(4) 農業経営高度化支援事業

①高度土地利用調整事業

ア 指導事業

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動

イ 調査・調整事業

関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

②農地集積促進事業

担い手への農地の集積・集約化に向けた促進支援

③耕地利用高度化促進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

④水田貯留機能向上支援事業

ア 指導事業

水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動

イ 調査・調整事業

関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

⑤水田貯留機能向上推進事業

水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備

(5) 農業構造転換特別対策事業

農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化を推進

(6) 特認事業

〈中山間地域型〉

- ・ 中山間地域において実施するもの。
- ・ 内容は経営体育成型と同じ。

採択要件

(農業競争力強化農地整備事業の採択要件)

R9採択以降	R8採択まで																								
1 農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、基盤整備関連経営体育成等促進計画(以下「促進計画」という。)の目標年度において、担い手農地利用集積率が当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80%以上、それ以外の場合にあっては50%以上となることが確実と見込まれるものであること。(要領第4)	1 農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が50%以上となることが確実と見込まれるものであること。(要領第4)																								
2 経営体育成型は受益面積が20ha以上であること。 中山間地域型は10ha以上であること。ただし、次の要件を全て満たす場合は5ha以上であること。 (ア)地域計画の目標地図と促進計画の経営形態計画図の整合がとれていること。 (イ)促進計画の目標年度において、担い手農地利用集積率が80%以上となること。 (ウ)促進計画の目標年度において、担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合が80%以上となること。 (要領別紙1第5の1の(1)、要領別紙1第5の2の(1)ア)	2 経営体育成型は受益面積が20ha以上であること。中山間地域型は10ha以上であること。 (要領別紙1第5の1の(1)、要領別紙1第5の2の(1)ア)																								
3 アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。 (要領別紙1第5の1の(2)、要領別紙1第5の2の(1)イ) ア促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ下表に示すとおり増加することが確実と見込まれること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現況</th><th>促進計画の目標年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%(※)未満</td><td>80%以上</td></tr> <tr> <td>80%以上(※)90%未満</td><td>5%ポイント以上増加すること</td></tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td><td>95%以上</td></tr> <tr> <td>95%以上</td><td>担い手への利用集積が図られること</td></tr> </tbody> </table> ※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上ではない場合は、50%とする。	現況	促進計画の目標年度	80%(※)未満	80%以上	80%以上(※)90%未満	5%ポイント以上増加すること	90%以上95%未満	95%以上	95%以上	担い手への利用集積が図られること	3 アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。 (要領別紙1第5の1の(2)、要領別紙1第5の2の(1)イ) ア生産基盤整備事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ下表に示すとおり増加することが確実と見込まれること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現況</th><th>生産基盤整備事業の完了時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40%未満</td><td>50%以上</td></tr> <tr> <td>40%以上50%未満</td><td>10%ポイント以上増加</td></tr> <tr> <td>50%以上55%未満</td><td>60%以上</td></tr> <tr> <td>55%以上90%未満</td><td>5%ポイント以上増加</td></tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td><td>95%以上</td></tr> <tr> <td>95%以上</td><td>担い手への利用集積が図られること</td></tr> </tbody> </table>	現況	生産基盤整備事業の完了時	40%未満	50%以上	40%以上50%未満	10%ポイント以上増加	50%以上55%未満	60%以上	55%以上90%未満	5%ポイント以上増加	90%以上95%未満	95%以上	95%以上	担い手への利用集積が図られること
現況	促進計画の目標年度																								
80%(※)未満	80%以上																								
80%以上(※)90%未満	5%ポイント以上増加すること																								
90%以上95%未満	95%以上																								
95%以上	担い手への利用集積が図られること																								
現況	生産基盤整備事業の完了時																								
40%未満	50%以上																								
40%以上50%未満	10%ポイント以上増加																								
50%以上55%未満	60%以上																								
55%以上90%未満	5%ポイント以上増加																								
90%以上95%未満	95%以上																								
95%以上	担い手への利用集積が図られること																								

R9採択以降

イ促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、**担い手農地集約化率**が、下表に示すとおり増加することが**確実**と見込まれること。

現況	促進計画の目標年度
23%未満	30%以上
23%以上35%未満	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満	42%以上
38.5%以上63%未満	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満	66.5%以上
66.5%以上	担い手への集約化が図られること

ウ次に定める要件を全て満たすこと。

農地所有適格法人		農地集積
事業開始時	事業完了時	目標年度
なし	設立 経営所得安定対策の加入者	経営等農地面積の割合が 受益面積の8割以上の場 合は80%以上。8割以下 の場合は50%以上。
あり	－ 特定農業法人かつ 経営所得安定対策の加入者	

R8採択まで

イ生産基盤整備事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、**担い手農地集約化率**が、下表に示すとおり増加することが**確実**と見込まれること。

現況	促進計画の目標年度
23%未満	30%以上
23%以上35%未満	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満	42%以上
38.5%以上63%未満	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満	66.5%以上
66.5%以上	担い手への集約化が図られること

ウ次に定める要件を全て満たすこと。

農地所有適格法人		農地集積
事業開始時	事業完了時	事業完了時
なし	設立 経営所得安定対策の加入者	経営等農地面積の割合が 受益面積の50%以上
あり	－ 特定農業法人かつ 経営所得安定対策の加入者	

4 前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、農政局により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。
(要領別紙1第5の1の(3)、要領別紙1第5の2の(1)ウ)

5 農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画の目標年度において担い手農地利用集積率が55%以上となること。
(要領別紙1第5の1の(4)、要領別紙1第5の2の(1)エ)

—

5 農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画の目標年度において担い手農地利用集積率が55%以上となること。
(要領別紙1第5の1の(4)、要領別紙1第5の2の(1)エ)

(農業構造転換特別対策事業の要件)

	区分 1	区分 2	区分 3
平坦地 (傾斜1/100未満)	- 対象面積の1/2以上で1ha以上区画に整備 - 集積率85%以上、集約化率80%以上	- 対象面積の3/5以上で1ha以上区画に整備 - 集積率85%以上、集約化率80%以上	- 対象面積の2/3以上で1ha以上区画に整備 - 集積率85%以上、集約化率80%以上 - 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定
平坦地以外 (傾斜1/100以上)	- 対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 - 集積率85%以上、集約化率90%以上	- 対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 - 集積率85%以上、集約化率90%以上	- 対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 - 集積率85%以上、集約化率90%以上 - 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定

負担割合

1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農業生産基盤整備事業 農業生産基盤整備附帯事業	50 (55) [56.25] [59.125] [59.4] [60.8] [62.5]	27.5 [32] [30] [30] [29] [27.5]	10 [11.8] [10.9] [10.6] [10.2] [10]	12.5 (7.5) － － － － －	()は中山間地域に適用 []は農業構造転換特別対策費と併せて実施する場合に適用する。
	営農環境整備事業	50 (55)	未定	未定	－	()は中山間地域に適用

2 農業経営高度化支援事業

※農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県 営	(1) 高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	－	
団体 営	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2) 農地集積促進事業				
	農地集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3) 耕地利用高度化推進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	

(1)のイについては、市町村、改良区が事業実施主体

(2)及び(3)については、市町村が事業実施主体

()は中山間地域に適用

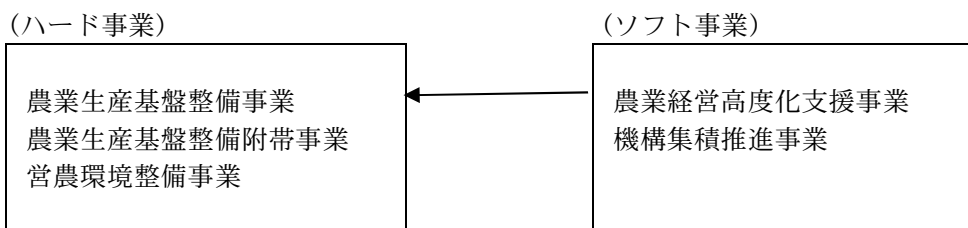
農地中間管理機構関連 農地整備事業	事業主体 県 市町村	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
----------------------	------------------	--

目的

農地中間管理機構への農地の貸付け等が増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがある。

一方、機構に農地を貸し付けた所有者や機構から借り受ける担い手は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

そのため、機構が借り入れている農地等について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現を目指すもの。



事業の内容

- 1 畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。
- 2 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則として30アール以上であるものの面積がおおむね2/3以上であること。

(1) 農業生産基盤整備事業

- ① 農業用排水施設整備事業
- ② 農道整備事業
- ③ 区画整理事業
- ④ 農用地造成
- ⑤ 暗渠排水事業
- ⑥ 客土事業
- ⑦ 除礫

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

(3) 営農環境整備事業

(4) 農業経営高度化支援事業

① 指導事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために都道府県等が行う普及・指導活動

② 調査・調整事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う耕地利用や水利用に係る関係農家の意向調査活動、作物別の単収・単価等の調査、関係機関との調整等調査・調整活動等

③ 耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(5) 機構集積推進事業

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進

採択要件

- 1 事業対象農地の全てについて、機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。
- 2 受益面積が10ha以上であること。（中山間地域で実施する場合又は事業実施主体が市町村である場合は5ha以上）
- 3 事業対象農地は、おおむね1ha以上の集約化された農地で構成されること。
（中山間地域等は0.5ha以上）
- 4 事業施行地域内農用地（機構が農地中間管理権を有する、又は、農業経営等の委託を受けているものに限る。）について、事業計画公告日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該公告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上であること。
- 5 前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、農政局により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること（R9採択以降）。
- 6 全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。
- 7 事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に定める目標年度において20%以上向上すること。
（細部要件については下記のとおり。）

①集積率・集約化要件	②収益性要件 (いずれか1件)	③追加要件（複数ある場合は、いずれか1件）
集積率・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の作付けが行われる場合には、米の生産コスト概ね9,500円[※]／60kg以下、もしくは事業完了後において区画の面積が1ha以上となる農用地面積の合計が、事業施行地域内農用地面積の1/2以上を占めること ※R8採択地区までは9,600円／60kg以下 麦・大豆等の畑作物の作付けが行われる場合には、受益面積の3割以上の作付を麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20パーセント以上向上すること、もしくは事業完了後において区画の面積が1ha以上となる農用地面積の合計が、事業施行地域内農用地面積の1/2以上を占めること
集積率・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない (※)	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の作付けが行われる場合には、米の生産コスト概ね9,500円[※]／60kg以下 ※R8採択地区までは9,600円／60kg以下 生産額（主食用米除く）に占める高収益作物の割合が概ね8割以上、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね10%以上向上
		生産額（主食用米除く）に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ高収益作物の生産額が概ね50%以上増加
		受益面積の3割以上の作付を麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20パーセント以上向上すること
		事業完了後において区画の面積が1ha以上となる農用地面積の合計が、事業施行地域内農用地面積の1/2以上を占めること

※集積・集約化率が既に概ね80%以上の地区は除く

負 担 割 合

1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他 (推進費)	備 考
県 営	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	営農環境整備事業					

※その他については、機構集積推進事業により、要件を達成することで推進費として、全額国負担。

2 農業経営高度化支援事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1)指導事業	62.5	37.5	—	
団体営	(2)調査・調整事業	62.5	18.75	18.75	
	(3)耕地利用高度化推進事業	62.5	18.75	18.75	

(2)については、市町村、改良区が事業実施主体、(3)については、市町村が事業実施主体

経営体育成促進事業	事業主体 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業を営む者	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
-----------	--	--

目 的

農地整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するため、当該農家負担金について、日本政策金融公庫が土地改良区等に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて無利子資金の貸付けを行うことで、対象事業に係る農家負担金の軽減を図る。

事業の内容

日本政策金融公庫が土地改良区等に対し農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費の10%以内（農家負担金が12%以下の場合は負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付けを行う。

採 択 要 件

対象事業

- 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2208号農林水産事務次官依命通知)第2の1に規定する農地整備事業。
- 農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のアの(ア)に規定する農地整備事業。

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。

- ・対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること、又は、事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る地域計画の区域内の全農家戸数に占める目標地図に位置付けられた認定農業者数の割合以上となること。
- ・担い手による農地利用率が一定以上増加すること。

事業採択時20%未満	→	事業完了時	30%以上
事業採択時20～50%	→	事業完了時	10ポイント以上増加
事業採択時50～55%	→	事業完了時	60%以上
事業採択時55～90%	→	事業完了時	5ポイント以上増加
事業採択時90～95%	→	事業完了時	95%以上
事業採択時95%以上	→	事業完了時	担い手への集積が図られること

農地整備事業（経営体育成型または中山間地域型）（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））

事業完了時において担い手による農地利用面的集積率が一定以上増加すること。

- | | | | |
|---------------|---|-------|------------------|
| 事業採択時13%未満 | → | 事業完了時 | 20%以上 |
| 事業採択時13～35% | → | 事業完了時 | 7ポイント以上増加 |
| 事業採択時35～38.5% | → | 事業完了時 | 42%以上 |
| 事業採択時38.5～63% | → | 事業完了時 | 3.5ポイント以上増加 |
| 事業採択時63～66.5% | → | 事業完了時 | 66.5%以上 |
| 事業採択時66.5%以上 | → | 事業完了時 | 担い手への面的集積が図られること |

農家負担金軽減支援対策事業	事業主体 団体	所管課班 農村振興課 指導班
---------------	---------	----------------

事業の内容

土地改良事業負担金の償還が困難な地区について、農林水産省農村振興局長が事業実施を採択した公募団体及び県が負担金の利子助成等を行い、農家負担軽減と計画的償還の推進を図る。

1 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手への農用地利用集積の増加が見込まれる地区について、当該地区に係る受益者負担金の5/6を無利子で融資する。

(1) 事業期間

平成19年度から（新規採択は令和11年度まで）

(2) 採択要件

平成6年4月1日以降に採択された土地改良事業（国営土地改良事業等については、それ以前に採択されたものであっても平成19年度以降に負担金の償還が開始されるものは対象）であって、目標年度までに担い手農地利用集積率が一定割合以上増加することが確実と見込まれる地区

(3) 対象負担金

- ①国営土地改良事業の受益者負担金
- ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ③国立研究開発法人森林研究・整備機構総合研究所事業の受益者負担金
- ④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- ⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 融資条件

融資限度額：受益者負担金の5/6

償還期限：25年以内（据置期間を含む）

据置期間：10年以内

償還方法：均等年賦償還

貸付利率：無利子

資金の使途：借入年度における対象事業の負担金の償還

(5) 経営所得安定対策等支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、経営所得安定対策等支援計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

2 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等が下記の災害復旧事業の適用を受けた場合、当該受益地に係る被災年度の負担金の償還利息相当額を土地改良区等に助成する。

(1) 事業期間

平成19年度から（新規採択は令和11年度まで）

(2) 採択要件

被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること

- ①農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法第169号）
- ②土地改良法第88条
- ③海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条
- ④地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条
- ⑤独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号
- ⑥独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

(3) 助成対象負担金

- ①国営土地改良事業の受益者負担金
- ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ③国立研究開発法人森林研究・整備機構総合研究所事業の受益者負担金
- ④土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- ⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 災害償還助成計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、災害償還助成計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

3 農地有効利用推進支援事業

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積が8割以上となる地区に対して、農地利用推進計画に従って、それぞれ下記の額を助成する。

事業費助成型：受益者負担金の償還利子相当額の5/6

一括前払助成型：借入金の利子相当額

(1) 事業期間

平成30年度から

(2) 採択要件

下記の要件満たしていること

①事業費助成型について、担い手への農地利用集積が目標年度（原則、対象事業完了予定年度の3年度までのいずれかの年度）において、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

i) 農地利用集積が80%未満の場合、80%以上が見込まれる

ii) 農地利用集積が80～100%の場合、シェアの増加が見込まれる

iii) 農地利用集積が100%の場合、維持が見込まれる

②一括前払助成型について、土地改良事業償還金等の債務がある農地（特別賦課金等の対象農地）について、10年間以上の賃貸借契約に伴う賃借料を一括前払で借り入れ、かつ、担い手への農地利用集積が目標年度（原則、対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度）において、次のとおり増加することが見込まれること。

i) 農地利用集積が80%未満の場合、80%以上が見込まれる

ii) 農地利用集積が80～100%の場合、シェアの増加が見込まれる

iii) 農地利用集積が100%の場合、維持が見込まれる

(3) 助成対象負担金

農地耕作条件改善事業の受益者負担金

(4) 農地利用推進計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、農地利用推進計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

(5) 助成額

①各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金の償還金に係る償還利息相当額の5/6

②農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額

4 地域生産基盤保全強化支援事業

国の補助を受けて実施された土地改良事業等（担い手育成農地集積事業の対象となる事業を除く。）の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、保全強化支援計画に従って、該地区に係る受益者負担金の償還利子相当額の5/6を助成する。

(1) 事業期間

令和7年度から

(2) 採択要件

下記の要件のいずれかを満たしていること

①目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること

i) 農地利用集積率が80%未満の場合、10%以上増加すること（※）

ii) 農地利用集積率が80%以上～90%未満の場合、5%以上増加すること

iii) 農地利用集積率が90%以上～95%未満の場合、95%以上とすること

iv) 農地利用集積率が95%以上～100%未満の場合、シェアを増加すること

v) 農地利用集積率が100%の場合、維持すること

※なお、目標集積率60%未満は採択されない。

※目標集積率80%以上、かつ、5%以上増加する場合は上記の限りではない。

※受益面積3,000ha以上の地区で目標年度における集積率50%以上、かつ、5%以上増加する場合は上記の限りではない。

②目標年度までに、高収益作物の生産額が概ね20%以上増加すること

③輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること

④先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること

(3) 助成対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

④その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 保全強化支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、保全強化支援計画を作成し、宮

城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

(5) 助成額

各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金の償還金に係る償還利息相当額の5/6

国営土地改良事業負担金 償還助成事業（県単）	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
---------------------------	--------	--------------------

趣 旨

国営土地改良事業の公共性にかんがみ、同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で、平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行うもの。

助成の時期は事業負担金の償還時期で、事業に要した額に所定の率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。

国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は、平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより、それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合（75%、70%、65%、60%）となった（平成5年度からは、70%、2/3、1/2）ことから、継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることと、更に平成2年度の地方財政措置の拡充により、国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため、その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定・改正された。

更に平成12年度に事務手続きの明確化と県財政の危機的状況を回避するための後年度繰り延べ措置を明記するため、「国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱」の全面改正を行い、新たに「国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱」を制定している。

交付対象

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業の農家等負担金について、補助金等交付規則及び国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付が決定された地区のみ適用される。

①県償還助成（対象：一般型、特別型）

国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と国営事業県負担金の償還金の一部が地方交付税算定対象となったため、交付額の一部を地元へ還元することを目的としたもの。

○国営基幹かんがい排水事業助成（平成2年度から令和7年度までに開始した事業）

基 幹 工 種			助 成 率
1 ダ ム			
(1)	貯水量	700(1,000)万m ³ 、受益面積5,000(7,000)ha以上	-
(2)	" 未満		* 2.0
(3)	共同ダム（農業用）		4.5
(4)	"（その他）		6.4
(5)	一 般		10.4
2 頭首工			
(1)	受益面積	5,000(7,000)ha以上	-
(2)	受益面積	3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3)	共同頭首工（農業用）		4.0
(4)	"（その他）		4.0
(5)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(6)	受益面積	1,000(1,000)ha未満	4.0
3 排水機場、樋門			
(1)	受益面積	5,000(7,000)ha以上	-
(2)	受益面積	3,000(3,000)ha以上	2.0
(3)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(4)	一 般		4.0
4 排 水 路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般		4.0

5 用水機場、樋門、導水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0
6 用水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0
7 水管理制御システム		
(1)	受益面積 100ha以上	4.0
(2)	受益面積 100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の（ ）内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。
- ・ただし、平成28年度以降の新規地区に係る助成率については、当該事業に要した額（うち受益者負担のある基幹工種）の2.0%とする。

○国営かんがい排水事業助成（平成元年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
1 ダム		
(1)	貯水量 700(1,000)万 m^3 、受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	〃 未満	10.4
(3)	共同ダム（農業用）	10.4
(4)	〃（その他）	-
(5)	一般	10.4
2 頭首工		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	共同頭首工（農業用）	-
(4)	〃（その他）	-
(5)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6)	受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3 排水機場、樋門		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4)	一般	4.0
4 排水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2)	一般	4.0
5 用水機場、樋門、導水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0
6 用水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0

- ・基幹工種欄の（ ）内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

○国営農地再編整備事業助成（令和7年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
1	一 般 型	4.0
2	中山間地域型	4.0

農地整備事業 (通作条件整備)	事業主体 県 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--------------------	------------------	--

趣 旨

農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施するもの。

事業の内容

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ 樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図りかつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地(畑作に転換した水田を含む。)を主体とした農用地、又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第1項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条4項に定める農業集落を結ぶ農道の整備を行う。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

採 択 基 準

- (1) 基幹農道整備の保全対策型及び一般農道整備の保全対策型の実施に当たっては、個別施設毎の具体的な対策方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。
- (2) それ以外の実施にあたっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。
- (3) その他については、以下の要件による。

採択基準	事業区分					
	基幹農道整備		一般農道整備			
	一般型	保全対策型	一般型	樹園地等型	農業集落間型	保全対策型
1) 受益面積 (農振農用地)	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね30ha以上	おおむね50ha以上
特例値	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	—	おおむね30ha以上
特例値該当法令	②③④⑭	②③④⑭	②③④⑭	②③④⑭	①②③④⑤⑨⑭	②③④
2) 事業費	1億円以上	3,000万円以上	5,000万円以上	幹線農道 5,000万円以上	5,000万円以上	3,000万円以上
3) 幅員 (m)	車道幅員 4m以上	—	全幅員 4.5m以上	全幅員 幹線農道4.5m以上 支線農道3m以上 末端耕作道2m以上	車道幅員 4m以上	—
特例値	車道幅員 3m以上	—	全幅員 4m以上	全幅員 4m以上	—	—
特例値該当法令	①②④⑭	—	②③④⑥⑧⑭	②③④⑥⑧	—	—
4) その他基準	—	農業農村整備事業等 農林水産省所管事業 により農道として造 成された路線、ふる さと農道緊急整備事 業により造成された 路線、地域再生法に 基づき造成された路 線であること。	—	樹園地又は①②③を 主とした区域 総延長がおおむね 500m以上である軌 道等運搬施設。(野 菜指定産地における 畑地帯又は田畑輪換 を行う水田地帯にお いて行うものを除 く。)	⑨又は⑩に該当する 区域	広域農道及び能面農 道以外で農業農村整 備事業により造成さ れた路線であるこ と。
5) 車種構成	自動車交通量のう ち、農業に係るもの が過半を占めるもの であること。	—				

特例値該当法令一覧

- ① 離島振興法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯
- ⑦ 水源地域対策特別措置法
- ⑧ 急傾斜地帯（受益地の平均傾斜度が15度以上の地域、水田地帯は除く）
- ⑨ 構造改善局長が定める地域(林野率50%以上、主傾斜1/100以上の農用地の面積が50%以上)
- ⑩ 5法指定（①②③④⑤）を受けた区域および準ずる区域
- ⑪ 野菜生産出荷安定法
- ⑫ 田畑輪換を行う水田地帯の農用地
- ⑬ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
- ⑭ 棚田地域振興法

負 担 割 合	区 分		国	県	その他	備 考
	(1)基幹農道整備	ア 一 般 型	50	未定	未定	※分割地区の場合、（１）のア、（２）のア～ウの補助率は従前事業に準じる。
		イ 保全対策型	50	25	25	
	(2)一般農道整備	ア 一 般 型	50	未定	未定	※（１）のイ、（２）のイの補助率は県営の場合。団体営は県（０）、その他（５０）。
		イ 樹園地等型				
		ウ 農業集落間型	50	25	25	
エ 保全対策型						

※ (1) のア、(2) のア～ウは県が事業実施主体。(1) のイ、(2) のイは県または市町村が事業実施主体。

農村整備事業 (農道・集落道整備事業)	事業主体 県 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--------------------------------------	------------------	--

趣 旨

農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行うもの。

事業の内容

1 強靱化型

既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去を行う。

2 高度化型

農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良を行う。

3 調査計画策定

農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

4 計画策定等事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な施設計画（整備方針）の策定を行う。また、農道及び集落道の機能保全計画の策定（機能保全計画の策定に必要な該施設の点検・診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）を行う。

採択要件

1 強靱化型

（１）個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

ア 受益面積がおおむね50ヘクタール以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上）であるもの

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの

ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの

エ 施設の再編・集約を行うもの

（２）総事業費がおおむね3,000万円以上（（１）のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）であること。

2 高度化型

（１）事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。

（２）総事業費がおおむね3,000万円以上であること。

3 調査計画策定

1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

4 計画策定等事業

（１）施設計画（整備方針）を策定する場合にあつては、当該事業費が200万円以上であること。

(2) 機能保全計画を策定する場合にあっては、1 から 2 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

負 担 割 合	区 分		国	県	その他	備 考
	既設の農道 又は集落道	1 強靱化型	50	未定	未定	※ 柳田峠2期地区については、1の補助率を県11/30、その他4/30とする。
		2 高度化型	50	未定	未定	
		3 調査計画策定	50	未定	未定	
		4 計画策定等事業	定額	—	—	※1～3の新規地区については財政課との協議の上、その補助率を定める。 団体営は県(0)、その他(50)。

農業農村整備事業 実施計画策定事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村振興課 地域計画班 農村整備課 換地・用地班
----------------------	------------------	-------------------------------------

趣 旨

農業農村整備事業の事業計画段階においては、優良農地の有効利用、経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止、畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策、農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能に配慮した計画的、効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要になっている。このため、経営体の育成に向けた基盤整備、畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応し策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

1 農業競争力強化農地整備事業（実施計画等策定事業）

（1）実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業等の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する事業並びに既に設置されている高付加価値農業に係る施設等の撤去又は移転に関する事業。

実施計画の策定期間は、次の①～③のとおりとする。

①実施期間は1年以内とする。

②担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区又は下記の整備を予定し、省力化整備計画を作成した地区（連携管理保全計画※への記載も含む）の場合にあっては2年以内とする。

ア 2ヘクタール以上の区画（均平区を含む）の整備

イ 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備

③中山間地域、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域における地区又はスマート農業導入推進計画を作成した地区（連携管理保全計画※への記載も含む）の場合にあっては4年以内とする。

※土地改良法第57条の11第1項で規定する連携管理保全計画（通称水土里ビジョン）をいう。

（2）経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村、土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、次に掲げる業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧及び⑬の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する土地改良事業の実施計画の策定に着手する年度以降の1年間実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、実施計画の策定に着手する年度以降の2年間実施することができる。

①地区内農地等状況調査

②農用地集団化促進基本計画作成

③従前地面積測定

④合意形成促進

⑤地区内アンケート調査

⑥財産管理制度活用

⑦地区内ゾーン設定調整

⑧地域営農構想作成

⑨経営体育成方針作成

⑩創設農用地・増歩換地調整

⑪非農用地換地関係調整

⑫交換分合基準含み換地調整

⑬換地設計基準作成

⑭換地計画素案作成

⑮土地改良事業実施予定地区内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設等の撤去又は移転

2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

（1）実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業並びに並びに既に設置されている高付加価値農業に係る施設等の撤去又は移転に関する事業。

実施計画の策定期間は、次の①又は②のとおりとする。

①実施計画の策定期間は、2年以内とする。

②中山間地域、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域における地区又はスマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあっては4年以内とする。

（2）経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村、土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、1の（2）で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧及び⑬の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する土地改良事業の実実施計画の策定に着手する年度以降の1年間実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、実施計画の策定に着手する年度以降の2年間実施することができる。

3 農山漁村地域整備交付金（農地整備実施計画策定事業）

（1）実施計画策定（実施主体：都道府県、市町村等）

農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施期間は1年以内とする。

（2）経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村、土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、1の（2）で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧及び⑬の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する土地改良事業の実実施計画の策定に着手する年度以降の1年間実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、実施計画の策定に着手する年度以降の2年間実施することができる。

負担割合

1 農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	50 (55)	36.7 (33)	13.3 (12)	－	()は中山間地域等の場合に適用
団体営	実施計画策定	50	－	50		
	経営体育成促進換地等調整	50(55)	－	50		

2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	62.5	27.5	10	－	
団体営	経営体育成促進換地等調整	62.5	－	37.5	－	

農業競争力強化農地整備事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域における地区又はスマート農業導入推進計画若しくは省力化整備計画を作成した地区の場合にあっては定額（ただし、最長４年間で、実施計画策定事業と経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。）

農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編型・中山間地域総合整備型・農地環境整備型)	事業主体 県 市町村	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--	------------------------------	--

趣 旨

集落基盤再編型

集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

中山間地域総合整備型

条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）において、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するもの。

農地環境整備型

農地環境整備計画に即して作成される事業計画に基づき、農業生産条件等が不利な中山間地域において耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全及び優良農地の保全を図るもの。

事業区分

1 集落基盤再編型

2 中山間地域総合整備型

(1) 集落型事業

一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図るもの。

①一般型事業

農業生産基盤整備及び農村生活環境整備等を一体的に実施するもの。

②生産基盤型事業

農業生産基盤整備のみを実施するもの。

③生活環境型事業

農村生活環境整備等のみを実施するもの。

(2) 広域連携型事業

市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。

3 農地環境整備型

(1) 一般型事業

(2) 緊急耕作放棄地特別対策型事業

耕地面積の小さな集落において緊急的に耕作放棄地を解消するため、平成23年度までの申請に限り実施する事業

4 実施計画策定型

(1) 計画策定事業

農業生産基盤整備事業等の実施に際し、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）及び集落基盤再編計画等の必要な事項についての調査及び検討を行うもの。

(2) 経営体育成促進換地等調整

換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行うもの。

事業の内容

1 農業生産基盤整備事業

- | | | |
|---------------|----------------|----------|
| ① 農業用排水施設整備事業 | ② 農道整備事業 | ③ ほ場整備事業 |
| ④ 農用地開発事業 | ⑤ 農地防災事業 | ⑥ 客土事業 |
| ⑦ 暗渠排水事業 | ⑧ 農用地の改良又は保全事業 | |

2 農村生活環境整備事業

- | | | |
|------------------|-------------------|----------------|
| ① 農業集落道整備事業 | ② 営農飲雑用水施設整備事業 | ③ 農業集落排水施設整備事業 |
| ④ 農業集落防災安全施設整備事業 | ⑤ 用地整備事業 | ⑥ 活性化施設整備事業 |
| ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業 | ⑧ 集落環境管理施設整備事業 | |
| ⑨ 交流施設基盤整備事業 | ⑩ 情報基盤施設整備事業 | ⑪ 市民農園等整備事業 |
| ⑫ 生態系保全施設等整備事業 | ⑬ 地域資源利活用施設整備事業 | ⑭ 施設補強整備事業 |
| ⑮ 施設環境整備事業 | ⑯ 歴史的土壌改良施設保全整備事業 | |
| ⑰ 施設集約整備事業 | ⑱ 交換分合事業 | ⑲ 集落土地基盤整備事業 |

3 保全管理等事業

- | | | |
|-------------------|---------------|-----------|
| ① 高付加価値農業基盤整備事業 | ② 附帯事業 | ③ 用地整備事業 |
| ④ 市民農園等整備事業 | ⑤ 生態系保全施設整備事業 | ⑥ 遊水地整備事業 |
| ⑦ 土地改良施設の撤去及び跡地整備 | ⑧ 交換分合事業 | |

4 農業生産基盤整備附帯事業

- ① 埋蔵文化財事業

5 特認事業

採 択 基 準

- 1 農業振興地域であること。
- 2 農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）が策定されていること。
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市町村及び準じる市町村であり、農業生産基盤整備事業を実施する地域は林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農地の面積が50%以上を占める地域であること。

※ 受益面積の（ ）は市町村が事業実施主体の場合

集落基盤再編型

農業集落基盤整備事業と農村生活環境整備事業（活性化施設整備事業及び交流基盤整備事業を除く）を一体的に実施する事業

農村環境整備事業（活性化施設整備事業及び交流基盤整備事業を除く）のみを実施する事業

上記事業と合わせ特任事業を実施する事業

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
県営	農業生産基盤整備事業		50	25	10	15	農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に行うもので農業生産基盤整備事業メニューのうち2つ以上を併せ行うものにあつては、各々の受益面積併せて60ha以上 ※例外：20ha以上もしくは10ha以上 ほ場整備事業を行うものはほ場整備事業が20ha以上もしくは、ほ場整備事業が10ha以上で全体受益面積が20ha以上
	事業区分	受益面積(ha)	55	30	10	5	
	①農業用排水施設整備事業						
	②ほ場整備事業	20					
	③農道整備事業						
	④農用地開発事業						
	⑤農地防災事業						
	⑥客土事業						
	⑦暗渠排水事業						
	⑧農用地の改良又は保全事業						
	農村生活環境整備事業		55	未定			地域農業活動拠点施設整備事業を除いた農村環境整備事業と特任事業の二つ以上の事業を行うもの 文化財保護法に基づき重要文化財として指定もしくは登録されることが確実と認められる土地改良施設 農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象 農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域を事業対象地域とする場合には、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業及び特任事業を実施することができるものとする。
	事業区分	受益面積(ha)					
	歴史的・土地改良施設保全整備事業を除く農村生活環境整備事業						
	歴史的・土地改良施設保全整備事業	20					
	市民農園等整備事業						
	特任事業						
	実施計画策定		50	未定			農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する
団体営	農業生産基盤整備事業		50	14	21	15	農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に行うもので農業生産基盤整備事業メニューのうち2つ以上を併せ行うものにあつては、各々の受益面積併せて20ha以上 ※例外：10ha以上 ほ場整備事業を行うものはほ場整備事業が10ha以上もしくは全体受益面積が10ha以上
	事業区分	受益面積(ha)	50	14	13	23	
	①農業用排水施設整備事業						
	②ほ場整備事業						
	③農道整備事業						
	④農用地開発事業						
	⑤農地防災事業						
	⑥客土事業						
	⑦暗渠排水事業						
	⑧農用地の改良又は保全事業						
	農村生活環境整備事業		55	未定	未定		地域農業活動拠点施設整備事業を除いた農村環境整備事業と特任事業の二つ以上の事業を行うもの 文化財保護法に基づき重要文化財として指定もしくは登録されることが確実と認められる土地改良施設 農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象 農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域を事業対象地域とする場合には、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業及び特任事業を実施することができるものとする。
	事業区分	受益面積(ha)					
	歴史的・土地改良施設保全整備事業を除く農村生活環境整備事業						
	歴史的・土地改良施設保全整備事業	20					
	市民農園等整備事業						
	特任事業						
	実施計画策定		50	－	50		農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する

中山間総合整備型

負担割合	区分			国	県	市町村	その他	備考
県営	農業生産基盤整備事業			55	30	10	5	
	事業区分		受益面積(ha)					
	集落型	一般型	60					
			20					山間地域（林野率が75%以上で、かつ主傾斜1/20以上の事業実施地域を50%以上含む区域）
		生産基盤型	20					農業生産基盤型（ほ場整備10haを含む）
	広域連携型		60					
	農村生活環境整備事業			55	未定			
	事業区分		受益面積(ha)					
	集落型	一般型	60					
			20				山間地域（林野率が75%以上で、かつ主傾斜1/20以上の事業実施地域を50%以上含む区域）	
生活環境型		－	農業生活環境整備及び特認事業を行う					
広域連携型		60						
実施計画策定			50	未定		農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する		
団体営	農業生産基盤整備事業			55	14	21	10	
	事業区分		受益面積(ha)					
	集落型	一般型	20					
			10					山間地域（林野率が75%以上で、かつ主傾斜1/20以上の事業実施地域を50%以上含む区域）
		生産基盤型	10					農業生産基盤型（ほ場整備10haを含む）
	広域連携型		60					
	農村生活環境整備事業			55	未定	未定		
	事業区分		受益面積(ha)					
	集落型	一般型	20					
			10					山間地域（林野率が75%以上で、かつ主傾斜1/20以上の事業実施地域を50%以上含む区域）
		生活環境型	－					農業生活環境整備及び特認事業を行う
	広域連携型		60					
	実施計画策定			50	－	50		農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する

農地環境整備型

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域において、農業生産基盤整備事業（農地防災事業、客土事業を除く）、保全管理等事業及び特認事業を実施する事業とし、一般型事業緊急耕作放棄地特別対策事業に該当する事業であること。

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
県営	農業生産基盤整備事業		55	30	10	5	
	事業区分	受益面積(ha)					
	一般型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産区域の農用地が7割程度であること
	緊急耕作放棄地 特別対策型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産区域の農用地が5割程度であること 事業区域に含まれる、耕作放棄地もしくは耕作放棄地となりえる農地面積が6%以上であること
	実施計画策定		50	未定		農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する	
団体営	農業生産基盤整備事業						
	事業区分	受益面積(ha)					
	一般型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産区域の農用地が7割程度であること
	緊急耕作放棄地 特別対策型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産区域の農用地が5割程度であること 事業区域に含まれる、耕作放棄地もしくは耕作放棄地となりえる農地面積が6%以上であること
	実施計画策定		50	－	50	農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する	

農村整備事業 (農業集落排水施設整備事業)	事業主体 県 市町村	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--------------------------	------------------	-----------------------------

趣 旨

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う事業

事業の内容

1 強靱化型

既設の農業集落排水施設について、2で定める最適整備構想又は維持管理適正化計画（以下この別紙においてそれぞれ単に「最適整備構想」又は「維持管理適正化計画」という。）に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築（以下この別紙において「改築」という。）又は撤去を行う。

2 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去を行う。

3 調査計画策定

農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

4 計画策定等事業

(1) 施設計画策定事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化等を目的とした農業集落排水施設整備事業の実施に必要な諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な維持管理適正化計画の策定を行う。

(2) 機能保全計画策定事業

農業集落排水施設の最適整備構想の策定（最適整備構想の策定に必要な当該施設の点検・診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）を行う。

(3) 農業集落排水汚泥農地還元推進事業

農業集落排水施設で発生する汚泥（以下第3の3の(1)において「農業集落排水汚泥」という。）の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を行う。

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、その他農業者等が組織する団体

採 択 要 件

1 共通要件（計画策定等事業を除く）

- (1) 受益戸数はおおむね20戸以上であること。ただし、末端受益は2戸以上とする。
- (2) 改築の場合は、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上で、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則供用開始後7年以上経過していること。
 - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。
- (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1か所（敷地面積0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の防災拠点等については、1地方公共団体当たり10か所）を上限とする。

2 強靱化型

- (1) 定住人口がおおむね500人以上であるもの。
- (2) 浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。）内にあるもの。
- (3) 処理区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの。
- (4) 施設の再編・集約を行うもの。

3 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

- (1) 1 から 3 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。
- (2) (1) を満たす施設であって、農業集落排水汚泥の農地還元を行っていない市町村を事業計画区域とし、年間に発生する農業集落排水汚泥の全量を農地に還元する場合には、令和12 年度までのいずれかの年度を達成する目標年度として定めること。また、目標を定め事業計画を策定する場合には、地域の関係者から十分に意見を聴取すること。

5 計画策定等事業

- (1) 維持管理適正化計画を策定する場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること。
- (2) 最適整備構想を策定する場合にあっては、1 から 3 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。
- (3) 農業集落排水汚泥農地還元推進事業を行う場合にあっては、以下の要件によるものとする。
 - ア 農業集落排水汚泥の農地への還元に取り組んでいる又は取り組む予定であること。
 - イ 事業完了後は、資源循環促進計画の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ウ 当該事業費が200 万円以上であること。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
市町村営	強靱化型	50	—	50	
	高度化型	50	—	50	
	調査計画策定型※	50	—	50	集排汚泥資源の全量を農地に還元することを目標と定めて事業を実施する場合は定額
	計画策定等事業	定額	—	—	

※調査計画策定において、年間に発生する農業集落排水汚泥の全量を農地還元することを目標と定めて行う事業の採択期間は、令和6 年度から令和9 年度までとする。

農業集落排水整備推進交付金事業	事業主体 市町村 一部事務組合	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
-----------------	-----------------------	-----------------------------

趣 旨

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱、地域自主戦略交付金交付要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施した農業集落排水事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として（建設事業の財源（修繕等積立金を除く）に充当することはできない。）、予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金を交付する。

対 象 団 体

農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合

交付対象等

区 分	交付金算定基準経費	単年度当たりの交付額	交付期間
通常分 平成22年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の1%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあっては、7年とする。
（参考） 通常分 平成13年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の15%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあっては、7年とする。
（参考） 特認分 平成12年度以前に事業採択された地区	平成13年度以降に市町村が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の18%以内（平成12年度採択地区にあっては、15%以内）の額を交付期間で除した額	平成13年度以降事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあっては、7年とする。

（注）1 交付金の交付始期は、国庫補助事業完了年度の翌年度からとする。

2 「単年度当たり交付額」の欄において、政令指定都市にあっては、交付金算定基準経費の1%以内とする。

3 特認分の交付金算定基準経費の欄は、平成12年度国庫債務負担行為分を含む。

農村環境計画策定事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村振興課 地域計画班
------------	------------------	------------------

趣 旨

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっている。

このため、都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針等に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

実施地域

環境に配慮して農業農村整備事業を実施するにあたり、農村環境計画若しくは田園環境整備マスタープランが未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域。

事業の内容

1 現況調査

- (1) 策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する。
- (2) 現況調査は、原則として、下表の「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。
ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

項 目	具 体 的 内 容 例
1 自然的環境調査 (1) 気象 (2) 地形・地質 (3) 水環境 (4) 植物 (5) 動物 (6) 景観	①気温、②降水量、③積雪等 ①地形：地勢図や地形図による、②地質：地質図等による ①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態 ①植物群落の種類と分布：現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況 ①野生動物・希少動物の生息状況 ①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2 社会的環境調査 (1) 地域指定 (2) 地域指標 (3) 観光リクリエーション (4) 土地利用 (5) 関連計画 (6) 歴史・文化	①国際的な措置（ラムサール条約等）②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域 ①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造 ④農業の現状及び動向等 ①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能 ①土地利用の現況：土地利用図等による ①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況 ①地域の歴史、文化、②文化財・史跡の位置及び概要

2 農村環境計画の策定

上記1の結果に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画

- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

採択基準等

- ・対象事業の実施が予定されていること。
- ・実施期間：1～2年

そ の 他

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業における当該事業の実施に当たっては、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	農村環境現況調査	50	未 定	未 定	—	
	農村環境計画の策定	50	未 定	未 定	—	
団体営	農村環境現況調査	50	—	50	—	農業競争力強化 農地整備事業
	農村環境計画の策定					
	農村環境現況調査	62.5	—	37.5	—	農地中間管理機構関 連農地整備事業
	農村環境計画の策定					

防災ダム整備事業	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課地域計画班 (実) 農村防災対策室防災対策班
----------	--------	--

趣 旨

台風、豪雪等で河川の増水による農地、農業用施設が被害を受け安定した経営を営むことができない地域に対して洪水調節用ダムの新設改修を行うもの。

事業の内容

洪水調整用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修及び併せ行う関連整備。

採 択 要 件

防災受益面積がおおむね100ha以上。

但し、特例地域において行うものにあつては、おおむね70ha以上。

※特例地域・・・台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村であつて、次に掲げる要件のすべてに該当する地域

- 1 計画年度の前年度からおおむね過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づき定められた地域であつて、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が生じた地域であること。
- 2 将来における洪水発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。
農業以外の事業効果が50%未満のものに限る。

事業主体

県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	防災ダム工事	55	39	6	—	

ため池整備事業	県 事業主体 市町村等	① 農村振興課 地域計画班 所管課班 ② 農村防災対策室ため池対策班
---------	-------------------	--

趣 旨

災害発生のおそれのあるため池の整備等

事業の内容

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備。

(2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池（災害防止用のダムを含む。）の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事。

(3) 長寿命化型

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事。

2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。

採択要件

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

・大規模

防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの。

- 1) 防災受益面積がおおむね70ha以上、かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
- 2) 防災受益面積がおおむね7ha以上、かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上。

・小規模

次に該当するもの。

- 1) 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上、かつ、受益面積がおおむね2ha以上。

（第1次国土強靱化実施中期計画におけるため池に関する防災・減災対策（以下「ため池防災・減災対策」という。）として実施する場合は、防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上。）

2) 総事業費がおおむね800万円以上。

(2) 一般整備型

・大規模

受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上。

(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね3,000万円以上。)

※都道府県が行うものに限る。

※ため池の廃止に係るものを除く。

・小規模

受益面積がおおむね2ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上。

(ため池防災・減災対策として実施する場合は、総事業費がおおむね800万円以上。)

※ため池の廃止に係るものを除く。

※ため池の廃止にあつては、貯水量1,000m³以上で、総事業費がおおむね800万円以上。

(3) 長寿命化型

施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの。

(ため池防災・減災対策として実施する場合は、施設長寿命化計画等が策定されているもの。)

2 ため池群整備

・大規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね80ha以上、かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上のもの。

(特例地域において行うものは、防災受益面積がおおむね140ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7億円以上のもの。)

・小規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額(農外)の合計が1億円以上のもの。

(特例地域において行うものは、防災受益面積がおおむね14ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7,000万円以上のもの。)

※ため池総合整備工事及びため池群整備を行うにあたり、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあつては、防災重点農業用ため池であつて、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。

事業主体

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

県又は市町村。

(2) 一般整備型

ため池の廃止にあつては、県又は市町村。

上記以外にあつては、県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

(3) 長寿命化型

県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

2 ため池群整備工事
県又は市町村。

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
県 営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	34	11	-	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	-	
	一般整備型	大規模	55	28	17	-	
		小規模 40ha以上	50 <55>	33 <33>	17 <12>	-	
		小規模 40ha未満	50 <55>	29 <29>	21 <16>	-	
	長寿命化型		50 <55>	29 <29>	21 <16>	-	
	ため池群整備工事	大規模	55	34	11	-	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	-	
団体営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	19	26	-	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	-	
	一般整備型	大規模	55	18	27	-	
		小規模	50 <55>	18 <18>	32 <27>	-	
	長寿命化型		50 <55>	18 <18>	32 <27>	-	-
	ため池群整備工事	大規模	55	未定	未定	-	-
		小規模	50 <55>	未定	未定	-	-

※ < > は中山間地域

※ 県有土地改良財産となっているダムについては、参考資料「(11) 県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について」を参照

用排水施設等整備事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村防災対策室 防災対策班
------------	-------------------	--

趣 旨

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

1 湛水防除事業

事業の内容

(1) 排水施設整備対策工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

(2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

(3) 湛水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用排水施設の機能低下により再び湛水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良

(4) クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網(クリーク)の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地。

採択要件

- ・大規模
 - (1)排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね400ha以上かつ、総事業費がおおむね5億円以上
 - (2)排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね1,000ha以上
 - (4)クリーク防災機能保全対策工事
受益面積がおおむね100ha以上
- ・小規模
 - (1)排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね30ha以上かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上
 - (2)排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね100ha以上
 - (4)クリーク防災機能保全対策工事
受益面積がおおむね20ha以上

※農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

事業主体

県又は市町村等(但し、(4)については県に限る。)

2 地盤沈下対策事業

事業の内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備

採択要件

- ・大規模 受益面積がおおむね400ha以上
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県

3 用排水施設整備事業

事業の内容

築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

採択要件

- ・大規模 (県営) 受益面積がおおむね400ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね200ha以上で、3,000万円以上)
- ・大規模 (団体営) 受益面積がおおむね200ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね100ha以上で、3,000万円以上)
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね10ha以上で総事業費がおおむね800万円以上)

事業主体 県又は市町村等

4 鉍毒対策事業

事業の内容

硫黄、銅、その他農産物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土

採択要件

- ・受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県又は市町村等

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	湛水防除	大規模（基幹施設）	55	37	8	－	400ha以上
		大規模（その他施設）	55	37	8	－	1,000ha以上
		小規模	50 〈55〉	42 〈42〉	8 〈3〉	－ 〈－〉	300ha以上
		小規模（基幹施設）	50 〈55〉	37 〈37〉	13 〈8〉	－ 〈－〉	
		小規模（その他施設）	50 〈55〉	32 〈32〉	18 〈13〉	－ 〈－〉	
		国営総合農地防災事業に附帯	50 〈55〉	35 〈35〉	15 〈10〉	－	
	地盤沈下	大規模	55	34	11	－	400ha以上
		小規模	50 〈55〉	39 〈39〉	11 〈6〉	－ 〈－〉	200～400ha
			50 〈55〉	34 〈34〉	16 〈11〉	－ 〈－〉	200ha未満
	用排水施設	大規模	55	28	17		400ha以上 中山間地域は200ha以上
		小規模	50 〈55〉	33 〈33〉	17 〈12〉		200ha以上
			50 〈55〉	29 〈29〉	21 〈16〉		200ha未満
	鉍毒対策		50 〈55〉	未定	未定	未定	

※ 〈 〉 は中山間地域

備 考 基 幹 施 設：排水機、排水樋門、第一線堤防、遊水池等貯留施設、地下浸透施設
（排水機、排水樋門には、これと一体不可分の関係にある導水路、操作管理設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる）
その他施設：排水路等基幹施設以外の施設

農地保全整備事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村防災対策室 防災対策班
----------	-------------------	--

趣 旨

急傾斜地帯や侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯、又は風害等を受けやすい地域において、排水施設や防風施設等の整備を行うことにより、農用地の保全と災害の未然防止を図るとともに、優良農地を確保し農作物の生産性向上を目的とするもの。

事業の内容

1 農地侵食防止工事

- ・急傾斜地帯や侵食を受けやすい土壌地帯における排水路等の整備又は風食、風害等を受けやすい地域における防風施設の整備。また、併せ行うことが技術的、経済的に適当と認められる農道等の整備
- ・農耕に支障のある特殊土壌又はさんご、石れき等の排除工事

2 農地機能保全対策工事

- ・地盤の相当部分が泥炭土であることに起因する地盤沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物の生育が阻害され、農作物の能率が低下することを防止するための整地、暗渠排水、農道等の整備

3 特殊自然災害対策工事

- ・特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備（活動火山対策特別措置法の地域）

事業要件

1 農地侵食防止工事

- 県営事業 受益面積おおむね50ha以上（畑地おおむね20ha以上）
関連工事は受益面積おおむね5ha以上
団体営事業 受益面積おおむね10ha以上。関連工事は受益面積制限なし

2 農地機能保全対策工事

受益面積おおむね20ha以上

3 特殊自然災害対策工事

活動火山対策特別措置法第19条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること

事業主体

県又は市町村等（農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事にあたっては、県に限る。）また、排除工事にあたっては、団体に限る。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	農地浸食防止工事他	50	未	未定	未定	

地域防災機能増進事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村防災対策室 防災対策班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
------------	-------------------	---

趣 旨

防災対策が必要な土地改良施設に対して、豪雨対策改修や耐震対策改修を行うもの。

事業の内容

- 1 土地改良施設豪雨対策事業
土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修
- 2 土地改良施設耐震対策事業
土地改良施設の耐震改修
- 3 農道防災対策工事
農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備

採 択 要 件

- 1 土地改良施設豪雨対策事業
地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの
ア) 総事業費の合計がおおむね800万円以上
イ) 防災受益面積の合計がおおむね30ha以上のもの
- 2 土地改良施設耐震対策事業
耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次に該当するもの
大規模：防災受益面積がおおむね400ha以上
小規模：防災受益面積がおおむね30ha以上、又は総事業費がおおむね800万円以上
- 3 農道防災対策事業
防災対策の必要性が整理されており、かつ、次に該当するもの
大規模：防災受益面積がおおむね400ha以上
小規模：防災受益面積がおおむね30ha以上、又は総事業費がおおむね800万円以上

事業主体

県、市町村

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	土地改良施設豪雨対策事業		50 〈55〉	未定	未定	－	
	土地改良施設耐震 対策事業	大規模	55	未定	未定	－	
		小規模	50 〈55〉	未定	未定	－ 〈－〉	
県営	農道防災対策事業	大規模	55	未定	未定	－	
		小規模	50 〈55〉	未定	未定	－ 〈－〉	
団体営		大規模	55	19	26	－	
		小規模	50 〈55〉	21	29 〈24〉	－	

※ 〈 〉 は中山間地域

特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村防災対策室 防災対策班
-----------------	-------------------	-----------------------

趣 旨

石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性がよかったことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材等において採用されている状況にあるが、平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。

このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破壊等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから、石綿を含有する製品について、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

事業の内容

- (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- (2) (1) の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

採 択 要 件

石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの

県 営：おおむね20ha以上

団体営：おおむね10ha以上

事業主体

県、市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	特別対策事業（県営造成施設）	50 〈55〉	35 〈35〉	10 〈10〉	5 〈 0〉	吹付け材の除復旧に限る
団体営	特別対策事業（国営造成施設）	50	21	29		吹付け材の除復旧に限る
	特別対策事業	50 〈55〉	18	32 〈27〉		

※〈 〉は中山間地域（H25以降適用）

農業用河川工作物等応急対策事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村防災対策室 防災対策班
-----------------	-------------------	---

趣 旨

河川内にある農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設について整備、補強等を実施することにより、洪水、高潮及び地震等による災害発生を未然に防止するもの。

事業の内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

採 択 要 件

1 農業用河川工作物応急対策事業

大規模：総事業費がおおむね1億円以上、事業実施主体は県に限る

小規模：総事業費がおおむね800万円以上

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

総事業費がおおむね800万円以上

事業主体

県、市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	河川応対 大規模	55	37	8	－	総事業費 1 億円以上
県 営 団体営	河川応対 小規模	50 〈55〉	42 〈42〉	8 〈 3〉	－ 〈－〉	総事業費 5,000万円以上
		50 〈55〉	32 〈32〉	18 〈13〉	－ 〈－〉	総事業費 800万円以上

※ 〈 〉 は中山間地域

水質保全対策事業	県 事業主体 市町村等	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村防災対策室防災対策班
----------	-------------------	--

趣 旨

水質保全等を目的とした農業用排水施設等の整備等

事業の内容（以下の区分１～６に掲げるとおり）

１ 農業用排水施設整備

- (１) 水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土
 - ア 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更
 - （ア）人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること
 - （イ）農作物等の生育が阻害されていること
 - （ウ）農作業の能率の低下を来していること
 - （エ）施設の管理に支障を来していること
 - イ アと併せて行う客土
 - ウ 現にアの（ア）から（エ）までに掲げる障害は生じていないが、応急的な防止措置を実施しなければ容易にそれら障害が発生すると推定される程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更
 - エ ウと併せて行う客土
- (２) 水質浄化施設整備
 - ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備
 - イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
 - ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備
 - エ 水路及び貯水池のしゅんせつ
 - オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
- (３) 処理施設整備

水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
- (４) 併せ行う施設整備

上記の工種（１）から（３）までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備

２ 水質保全施設整備

- (１) 水質浄化施設整備
 - ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備
 - イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
 - ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備
 - エ 水路及び貯水池のしゅんせつ
 - オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
- (２) 処理施設整備

水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
- (３) 環境保全施設整備

水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備

(4) 面的負荷抑制施設整備

非特定汚染源となる農地や農業用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設、漏水防止シート、浄化型暗渠排水、自動給水栓、節水かんがい施設、土層改良のための施設、その他負荷抑制に資する施設の整備

(5) 併せ行う施設整備

上記の工種(1)から(4)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備

3 支援事業

湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管理を普及させるための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成であって、次のアからウまでの条件をみたすもの

ア 区分2の水質保全施設整備と併せて行うもの

イ 支援事業実施期間は、原則として区分2の水質保全施設整備の完了予定の年の2年前から3年間とする

ウ 支援事業費は区分2の水質保全施設整備の費用の5パーセント以内とする

4 耕土流出防止施設整備

(1) 流出水対策施設整備

農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路、排水施設及び沈砂施設等の整備

(2) 発生源対策施設整備

農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事

(3) 保全対策施設整備

既存の土砂流出防止施設の土砂補足能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上させるための軽微な変更

(4) 営農連携事業

水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であって、次のア及びイを満たすもの

ア 上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うもの

イ 上記の工種(1)から(3)までの費用の合計の5パーセント以内とする

5 水質保全施設改修工事

区分1、2又は4に掲げる事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更

6 実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする

採 択 要 件

区分1から3までに掲げる事業を実施しようとするときは、次の1又は2のいずれかを満たすこととする。また、区分4に掲げる事業を実施しようとするときは、次の3を満たすこととし、区分5の事業を実施しようとするときは、次の4を満たすこととする。

- 1 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、別表の条件に該当する地域で行う事業であって、次の受益面積を満たすもの。ただし、別表のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある

る場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、別表に代えることができるものとする。

(1) 大規模事業 益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上のものであって、次のいずれかに該当するもの。

ア 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの

イ 農用地の湛水を排除するため必要があるもの

ウ 地盤の沈下等に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの

(2) 小規模事業 益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

2 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上のもの。

3 実施主体が県の場合は、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が20ヘクタール以上であるもの。また、実施主体が市町村の場合は、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が10ヘクタール以上であるもの。

4 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること。

(1) 1の地域で整備した施設

ア 大規模事業 受益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上のものであって、(1)のイからウまでのいずれかに該当するもの

イ 小規模事業 受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

(2) 2の地域で整備した施設

受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上のもの

(3) 3の地域で整備した施設

ア 県営事業 耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が20ヘクタール以上のもの

イ 市町村営事業 耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が10ヘクタール以上のもの

別表

ア 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度（pH）	6.0以下又は7.5以上	日本産業規格K0102（以下「規格」という）12・1に掲げる方法
化学的酸素要求量（COD）	6mg/1 以上	規格17に掲げる方法
無機浮遊物質（SS）	100mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素（DO）	5mg/1 以下	規格32に掲げる方法
全窒素濃度（T-N）	1mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表7に掲げる方法
砒素	0.05mg/1 以上	規格61に掲げる方法

シアン	検出されること	規格38・1・2及び38・2又は38・1・2及び38・3に掲げる方法
アルキル水銀	〃	昭和46年12月28日環告59附表4の第1及び第2に掲げる方法
有機リン	〃	昭和46年12月28日環告59附表1及び2又は規格31・1に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/1 以上	規格55・2に掲げる方法
鉛	0.1mg/1 以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05mg/1 以上	〃 65・2 〃

イ 農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度（pH）	6.0以下又は8.5以上	規格12・1に掲げる方法
生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/1 以上	規格21に掲げる方法
浮遊物質（SS）	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素量（DO）	2mg/1 以下	規格32に掲げる方法

事業主体
県、市町村等

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農業用排水施設整備	大規模	50	未定	未定	—	
		小規模	50 <55>	未定	未定	—	
	水質保全施設整備		50 <55>	未定	未定	— <—>	
	支援事業		50 <55>	未定	未定	— <—>	
	耕土流出防止施設整備		—	—	—	—	鹿児島県及び沖縄県のみ該当
	水質保全施設改修工事		50 <55>	34	16 <11>	— <—>	
	実施計画策定		50	未定	未定	—	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額補助）

団体営	農業用排水	大規模	50	未定	未定	—	
	水施設整備	小規模	50 <55>	未定	未定	—	
	水質保全施設整備		50 <55>	未定	未定	— <—>	
	支援事業		50 <55>	未定	未定	— <—>	
	耕土流出防止施設整備		—	—	—	—	鹿児島県及び 沖縄県のみ該当
	水質保全施設改修工事		50 <55>	未定	未定	— <—>	
	実施計画策定		50	未定	未定	—	調査・調整費の 50/100（ただ し、二次災害が 予想される地区 における施設に 係るものであっ て、令和１２年 度までに採択す る場合において は定額補助）

※ < > は中山間地域

地すべり対策事業	県	所管課班 農村防災対策室 防災対策班
	事業主体 市町村等	

趣 旨

地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業

事業の内容

1 地すべり防止工事

- ・地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事

2 ぼた山崩壊防止工事

- ・ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事

3 関連事業

- (1)暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの
- (2)ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
- (3)農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの

4 地すべり防止施設長寿命化対策工事

- ・地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事

採 択 要 件

- ・地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事
総事業費7,000万円以上
- ・関連事業
地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの
- ・地すべり防止施設長寿命化対策工事
施設長寿命化計画が策定されており、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの

事業主体

- ・県：地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事、地すべり防止施設長寿命化対策工事
- ・市町村等：関連事業

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	防止工事	地すべり防止工事	50	50	—	—	
		ぼた山崩壊防止工事	50	50	—	—	
	長寿命化 対策工事		50	50	—	—	
団体営	関連事業		未定	未定	未定	未定	

防災重点農業用ため池 緊急整備事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村防災対策室 ため池対策班
------------------------------	-------------------	---

趣 旨

防災重点農業用ため池の整備等。

事業の内容

本事業において扱うため池は、防災重点農業用ため池とする。

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調整機能の発揮のための整備。

(2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備若しくは管理施設の整備又は水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事。

2 ため池群整備工事

複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。

3 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施。

4 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施。

5 安全施設の整備

防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備。

採択要件

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

・大規模

防災重点農業用ため池であって、次のいずれかに該当するもの。

- 1) 防災受益面積がおおむね70ha以上、かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
- 2) 防災受益面積がおおむね7ha以上、かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上。

・小規模

防災重点農業用ため池であって、次に該当するもの。

- 1) 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上。
（ため池防災・減災対策として実施する場合は、防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上。）
- 2) 総事業費がおおむね4,000万円以上。

(2) 一般整備型

・大規模

受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上。

（中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね4,000万円以上。）

※都道府県が行うものに限る。

※ため池の廃止に係るものを除く。

・小規模

小規模事業における受益面積要件の緩和措置を令和12年まで延長。

総事業費がおおむね4,000万円以上。

（ため池防災・減災対策として実施する場合は、総事業費がおおむね4,000万円以上。）

※ため池の廃止に係るものを除く。

※ため池の廃止にあっては、貯水量の合計が1,000m³以上で、総事業費がおおむね4,000万円以上。

2 ため池群整備

・大規模

受益面積の合計がおおむね80ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの。

（特例地域において行うものは、防災受益面積の合計がおおむね140ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの。）

・小規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの。

（特例地域において行うものは、防災受益面積の合計がおおむね14ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの。）

※ため池総合整備工事及びため池群整備工事の事業のうち、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。

3 監視・管理体制の強化

防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。

4 緊急的な防災対策

防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。

5 安全施設の整備

1 地区当たりの事業費の合計が200万以上となること。

事業主体

- | | | |
|--|---|--------|
| 1 ため池総合整備工事
（１）地震・豪雨対策型
（２）一般整備型（ため池の廃止） | } | 県又は市町村 |
| 2 ため池群整備工事 | | |

- | | | |
|--|---|--|
| 1 ため池総合整備工事
（２）一般整備型（ため池の廃止に係るものを除く）
3 監視・管理体制の強化
4 緊急的な防災対策
5 安全施設の整備 | } | 県又は市町村、土地改良区、
農業協同組合その他県知事が
適当と認めるもの |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
県 営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—	
	一般整備型	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—	
	ため池群整備工事	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—	
	監視・管理体制の強化		定額	—	—	—	
	緊急的な防災対策		定額	—	—	—	
	安全施設の整備		50 [55]	32 [32]	18 [13]	— —	
団体営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	21	24	—	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	— —	
	一般整備型	大規模	55	21	24	—	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	— —	
	ため池群整備工事	大規模	55	21	24	—	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	— —	
	監視・管理体制の強化		定額	—	—	—	
	緊急的な防災対策		定額	—	—	—	
	安全施設の整備		50 [55]	21 [21]	29 [24]	— —	

※ < > は中山間地域及び緊急性が高いもの。（浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの）

の。)

※ []は大規模なもの、中山間地域及び緊急性が高いもの。

農業水利施設危機管理 対策事業	県	① 農村振興課 地域計画班
	事業主体 市町村等	所管課班 ② 農村防災対策室 ため池対策班

趣 旨

農業水利施設における安全対策を実施。

事業の内容

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

採択要件

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、農業水利施設安全対策推進計画に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

事業主体

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
県
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県営	農業水利施設安全対策推進計画の策定	50 [55]	32 [32]	18 [13]	—	
	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	50 [55]	32 [32]	18 [13]	—	
団体営	農業水利施設安全対策推進計画の策定	50 [55]	21 [21]	29 [24]	—	
	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	50 [55]	21 [21]	29 [24]	—	

※ []は大規模なもの、中山間地域及び緊急性が高いもの。

ため池緊急防災環境 整備事業	県	① 農村振興課 地域計画班
	事業主体 市町村等	所管課班 ② 農村防災対策室 ため池対策班

趣 旨

防災重点農業用ため池の監視・管理体制の強化。

事業の内容

- 1 監視・管理体制の強化
災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施。
- 2 緊急的な防災対策
ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施

採択要件

- 1 監視・管理体制の強化
防災重点ため池であって、受益面積がおおむね2ha以上。
- 2 緊急的な防災対策
防災重点ため池であって、受益面積がおおむね2ha以上。

事業主体

- 1 監視・管理体制の強化
県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。
- 2 緊急的な防災対策
県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県営	監視・管理体制の強化	定額	—	—	—	
	緊急的な防災対策	定額	—	—	—	
団体営	監視・管理体制の強化	定額	—	—	—	
	緊急的な防災対策	定額	—	—	—	

※ 事業採択期間は令和12年度まで。

農業用施設等災害管理対策事業	県	① 農村振興課 地域計画班
	事業主体 市町村等	所管課班 ② 農村防災対策室 防災対策班

趣 旨

防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備

事業の内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
 - (1)雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
 - (2)農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動
- 3 農地の防災機能増進工事

農地が本来有する多面的機能としての洪水調節機能の適切な発揮に必要な工事
- 4 簡易な施設整備

暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事
- 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備
 - (1)親水・景観保護のための施設
 - (2)生態系保全のための施設
 - (3)適切な利用と保全を図るための施設
 - (4)ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備
 - (5)しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備
 - (6)(4)又は(5)と併せて行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備
 - (7)ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備
- 6 特認事業

農政局長が必要と認める事業

事業要件

上記 1 ～ 3

防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

4 簡易な施設整備

- (1)暫定的な整備の合理性、関係者への説明責任・同意、暫定整備の整備水準の明示、減災活動・体制の整備の実効性、整備計画の明示
- (2)防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備

- (1)防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業と併せ行うもの又は過去に実施したもの
- (2)関連する土地改良施設の受益面積が20ha以上であるもの。ただし、関連する土地改良施設がため池の場合にあっては、受益面積2ha以上

事業主体

県又は市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	農業用施設等災害管理対策事業	50 〈55〉	未定	未定	未定	く は 中山間地域

農村防災施設整備事業	事業主体	所管課班
	県 市町村等	① 農村振興課地域計画班 ② 農村防災対策室防災対策班

趣 旨

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

事業の内容

農村防災施設整備事業計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

- 1 農村防災施設
 - ①緊急避難路整備 ②緊急避難施設整備 ③防火水槽整備 ④緊急避難施設の耐震化
 - ⑤情報基盤施設整備 ⑥雪崩防止施設整備 ⑦防護柵等安全設備 ⑧災害防除林
- 2 農業生産基盤整備
 - ①農業用排水施設整備 ②区画整理 ③農用地造成 ④農道整備
 - ⑤農用地の改良又は保全
- 3 農村生活維持施設整備
 - ①農業集落道路整備 ②営農飲雑用水施設整備 ③農業集落排水施設整備
 - ④農業施設等用地整備

採 択 要 件

- 1 農村防災施設

災害防除対策推進地域等で定める地域
- 2 農業生産基盤整備

甚大な災害発生地域に該当する地域

 - ①②受益面積おおむね60ha以上 ③受益面積おおむね40ha以上
 - ④受益面積おおむね50ha以上 ⑤受益面積おおむね20ha以上
- 3 農村生活維持施設整備

甚大な災害発生地域に該当する地域

ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業と併せ行う事業

または、上記農業生産基盤整備事業と併せ行う事業

事業主体

県、市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 〈55〉	29 〈29〉	14 〈14〉	7 〈 2〉	※〈〉は中山間地域 (H25以降適用)
団体営	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 〈55〉	未定	未定	未定	※〈〉は中山間地域 (H25以降適用)

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村防災対策室防災対策班
------------	--------	-------------------

趣 旨

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

事業内容

1 高潮対策

高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

2 侵食対策

波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

3 海岸耐震対策

地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。

- (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査
- (2) 堤防・護岸等の耐震対策

4 津波・高潮危機管理対策

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を行う。

5 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

6 海岸堤防等老朽化対策（海岸メンテナンス事業）

- (1) 長寿命化計画の策定又は変更
 - ① 海岸保全施設の機能診断
 - ② 診断結果を踏まえた長寿命化計画の策定又は変更
- (2) 老朽化対策等
 - ① 海岸保全施設の老朽化等調査
 - ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策等計画の策定
 - ③ ②の老朽化対策等計画に基づいて実施する老朽化対策等工事

採 択 要 件

1 高潮対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費1億円（離島にあっては5,000万円）以上。

2 侵食対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費1億円（離島にあっては5,000万円）以上。

3 海岸耐震対策

都道府県が行うもの5,000万円以上。

4 津波・高潮危機管理対策

一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。
都道府県が行うもの5,000万円以上。

5 海岸環境整備

(1) 海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、進入路、通路、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が1億円以上。

(2) 広域的な一連の海岸において、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が1億円以上。

(3) 侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が1億円以上。

(4) 国指定文化財等の保護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良、国立公園内等の保全・再生を図るために既存海岸保全施設の改良を行う海岸で、総事業費が1億円以上。

(5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸で、階段工、安全情報伝達施設等を整備する事業で、総事業費が5,000万円以上。

(6) ①汚染の著しい海域において行う浮網等の除去で、総事業費が1億円以上。

②海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上。

6 海岸堤防等老朽化対策（海岸メンテナンス事業）

都道府県が行うもの5,000万円以上。

事業主体 県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	海岸耐震対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	津波・高潮危機管理対策	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—	—	
	海岸堤防老朽化対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島

障害防止対策事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
----------	--------	--------------------

趣 旨

自衛隊の演習活動及び整備拡張等に起因して、周辺地域の用排水路への土砂の流入や流出量の増大及び農業用水不足等の障害が発生している場合、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法第101号、以下「法」という）に基づき、その障害を防止または除去・軽減するため各種対策工事を実施する。

事業の内容

【補助対象となる施設の具体的事例】

【洪水対策】

- a 洪水量の増加に対応できるよう河川改修、排水路の改修を行う。
- b 増加した洪水量を調節する洪水調整池（ダム）を建設する。
- c 河川等の改修と調整池を組み合わせる。
- d 増加した洪水量を排水するため、河川（排水路）改修と排水機（場）を組み合わせる。

【土砂流出対策】

- a 流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- b 溪流の安定を図るため、床固工、谷止工を建設する。
- c 裸地化した箇所や、崩壊地の植生回復を図るため、山腹工を施行する。

【用水対策】

- a 用水路（用排兼用水路）を装工する
- b 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- c 地下水又は河川水を取水するため揚水（機）を設ける。

採 択 基 準

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抜粋）
（障害防止工事の助成）

第3条第1項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 2 道路、河川又は海岸
- 3 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 4 水道又は下水道
- 5 その他政令で定める施設

○次に掲げる(1)～(3)の要件を満たしていること。

(1) 法第3条第1項又は政令第1条に規定する自衛隊等の行為があること。

※法第3条第1項に規定する行為

- ① 機甲車両その他重車両のひん繁な使用
- ② 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施

※政令第1条に規定する行為

- ① 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- ② 艦船又は舟艇のひん繁な使用

- ③ 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
 - ④ 電波のひん繁な発射
- (2) (1) の自衛隊等の行為による障害があること
- ※例
- ① 戦車等の訓練によって演習場内が荒廃し、当該区域を流域に持つ河川において、洪水や土砂流出による被害が生じる。
 - ② 機甲車両等のひん繁な使用による道路の損傷。
 - ③ 通信施設からの強力な電波の発射や、航空機の低空飛行によって周辺民家等のテレビの映像を不鮮明にする。
- (3) 障害を防止し、又は軽減するための工事の対象となる施設が、法第3条第1項又は政令第3条に規定する施設であること。
- ※法第3条第1項に規定する施設
- ① 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
 - ② 道路、河川又は海岸
 - ③ 防風施設、防砂施設その他の防災施設
 - ④ 水道又は下水道
- ※政令第3条に規定する施設
- ① 鉄 道
 - ② テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	障害防止対策事業	100 ～66.7	0 ～16.7	0 ～16.6		障害(帰責原因)の度合いにより負担割合は変化する。

農地・農業用施設 災害復旧事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村防災対策室 防災対策班
--------------------	-------------------------	--------------------

趣 旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

事業の内容

1 事業の対象となる農地、農業用施設

- ① 農地とは、現に耕作（農地をコンクリートその他これに類するもので覆われている農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培も該当する）もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畑、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等で受益戸数が1戸以上のもの。
- ② 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂ため工、階段工等）で受益戸数が2戸以上のもの。

2 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

- ① 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）

3 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

- ① 1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によらないもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施行中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設、⑫農作物栽培高度化施設の一部である底面コンクリート等

4 その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉱毒対策事業」等がある。

復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業（補助）計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は原則として災害発生年を含めて3年以内に完了させなければならない。

災害要因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

- ① 降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量おおむね20mm以上
- ② 暴風による災害にあつては、最大風速15m以上（10分間平均風速の最大）
- ③ 河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- ④ 高潮による被害にあつては、暴風等による高潮、波浪又は津波
- ⑤ 地すべりによる災害
- ⑥ 地震による災害
- ⑦ 火山噴火の降灰等による農地の災害にあつては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒

径1mm以下は2cm以上

⑧ 干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上

⑨ 落雷、雪害による災害

事業主体

県 営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

（注．県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。）

負担割合

負担割合	区 分	国							県	市町村 その他
		暫定法補助率				激甚法補助率 嵩 上 げ				
		通 常 補助率	単 年 災 高率補助率		連年災補助率 嵩 上 げ					
			一次 高率	二次 高率						
		1 戸当 たり事 業 費 （総事 費／耕 作者実 数）が 8 万円 までの もの	1 戸当 たり事 業 費 が 8 万円 を超え 15 万円 までの もの	1 戸当 たり事 業 費 が 15 万 円を超 えるもの		1 戸当 たり負 担額が 1 万円 を超え 2 万円 まで	1 戸当 たり負 担額が 2 万円 を超え 6 万円 まで	1 戸当 たり負 担額が 6 万円 を超え るもの		
県 営	農 地	50	80	90	1. その年の1 戸 当たりの事業 費が4 万円以上 の市町村。 2. その年を含む 過去3 力年の1 戸当たりの事業 費が10 万円以上 の市町村。 3. 上記1 及び2 を 満たすものにつ いては連年災補 助 額 算 定 方 式 （その年を含む 過去3 力年の事 業費及び関係耕 作者をその年の 事業費及び関係 耕作者数とみな して単年災の場 合の補助算定方 式により算出す る）により補助 額を算定した結 果、単年災の補 助額よりも有利 な場合は連年災 方式をとる。	70	80	90	(県 営) ①国庫補助 80% 未満の場合。	
	農業用施設	65	90	100		70	80	90		
		注. 暫定法補助率の算定 の場合の市町村ごとの 1 戸当たりの事業費は 災害関連事業を除いた もので算出する。				注. その年の発生災害 のうち、激甚災害に 係る災害復旧事業につ いて暫定法により算定 された補助残額及び災 害関連事業の補助残額 の総額が1 戸当たり2 万円以上の市町村につ いて、上記区分により 適用される。			全体事業費から国庫 補助と地元負担を除 いた額	全体事業費の 8%
									②国庫補助 80% 以上の場合。	
									国庫補助 残の60%	国庫補助 残の40%
団 体 営	農 地								(団 体 営) —	
	農業用施設									
									国庫補助残	

直轄災害復旧事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
----------	--------	--------------------

趣 旨

「直轄災害復旧事業」は、国が造成した、又は造成中の土地改良施設が被災した場合、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる場合に行われる事業である。この災害復旧事業は土地改良法に基づいて実施される。

事業の内容

1 事業の対象となる農業用施設

農業用施設の定義は「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じであり、そのうち国が造成した又は造成中のもので、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる施設。

2 災害復旧事業の定義及び適用除外

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

復旧手続き

対象となる施設に被害が発生した場合は、都道府県知事から地方農政局長に速やかに災害報告書を提出する。（地方農政局長は災害発生後 15 日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出）

また都道府県知事は速やかに災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出する。（地方農政局長は災害発生後 30 日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出）

農林水産大臣は提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費を決定する。

災 害 要 因

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

負 担 割 合

負担割合	区分	国			県	市町村 その他
		土地改良法国庫負担率				
		通常負担率	一次高率	二次高率		
		1戸当たり事業費(総事業費/耕作者実数)が8万円までのもの	1戸当たり事業費が8万円を越え15万円までのもの	1戸当たり事業費が15万円を超えるもの		
国営	農業用施設	65	90	100	①国庫負担 80%未満の場合。 全体事業費から 国庫負担と地元負担を除いた額	全体事業費の 8%
					②国庫負担 80%以上の場合。 国庫負担残の 60%	国庫負担残の 40%

注：連年災補助率嵩上げ、及び激甚法補助率嵩上げは該当しない。

農村地域防災減災事業 （調査計画事業・実施計画策定）	事業主体 県 他	所管課班 農村振興課地域計画班
---	----------------	-----------------

趣 旨

近年、集中豪雨や地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発しており、効果的な防災・減災対策を講じるためには、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしを確保する観点から、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することが重要である。

本事業により、総合的な防災・減災対策を実施することにより農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するため、対策に必要な諸条件について調査及び計画の策定を行う。

事業の内容

1 調査計画事業

（１）農村地域防災減災総合計画策定等

- ①農村地域防災減災総合計画策定
- ②安全度評価
- ③防災情報管理システム整備計画策定
- ④地域危機管理整備計画策定
- ⑤地域排水機能強化計画策定

（２）ため池緊急防災対策情報整備

2 実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

実施要件

- 1 上記１の（１）の①及び②の事業にあっては、（１）の③から⑤まで又は（２）若しくは下記Ⅱ又はⅢを行う見込みがあること。
- 2 上記１の（１）の③及び④の事業にあっては、次の要件のいずれかに該当すること。
 - （１）災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等であること。
 - （２）同一市町村又は関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計がおおむね10ヘクタール以上（災害防除対策推進地域等にあってはおおむね5ヘクタール以上）であること。
- 3 上記１の（１）の⑤の事業にあっては、次の要件に該当すること。
 - （１）豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予測される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
 - （２）既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。
- 4 上記２の事業にあっては、下記Ⅱ又はⅢの事業の実施要件に該当する事業に係るもの。

区 分	事業区分
I 調査計画事業	(1) 調査計画事業
II 整備事業	(1) 用排水施設等整備 (2) 災害管理施設等整備
III 体制整備事業	(1) ため池緊急防災環境整備事業 (2) ため池群管理体制整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	実施計画策定	50	25	25		調査・調整費の50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額補助)

土地改良施設突発事故 復旧・防止事業（直轄）	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
---------------------------	--------	--------------------

事業の目的

国営土地改良事業によって造成された施設について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図ることにより、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

事業の内容

1 土地改良施設突発事故復旧事業

土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う次の各号に掲げるものとする。

- (1) 現地仮復旧安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置
- (2) 機能回復を行う復旧工事
- (3) 緊急応急工事
- (4) 類似被害防止工事

2 土地改良施設事故防止事業

老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置

採択基準

1 対象施設

法第2条第2項に規定する土地改良施設であって、国営土地改良事業によって整備されたものとする。ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧又は事故の防止として農村振興局長が別に定めるものは、本事業の対象としない。

2 実施要件

(1) 一般型

- ・事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね100ヘクタール以上のものであること。
- ・事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設が、復旧又は事故の防止に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。または、高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているものであること。
- ・適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

(2) 基幹施設型

- ・事業実施により復旧又は事故が防止されるダム、頭首工、排水機場及び排水樋門の末端支配面積がおおむね5,000ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては2,000ヘクタール）以上のものであること。
- ・事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設が、復旧又は事故の防止に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。または、高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているものであること。
- ・適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

表 国の負担割合

都府県において行われるもの	2／3（一般型） 70／100（基幹施設型）
北海道及び離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）において行われるもの	75／100 ただし、事業費のうち田以外に係る部分（ため池に係るものを除く。）については80／100、田以外のため池に係る部分については85／100
沖縄県において行われるもの	90／100 ため池に係る部分については95／100
奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。）において行われるもの	90／100

土地改良施設突発事故 復旧・防止事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 水利施設保全班
-------------------------------	-------------------------	---------------------------------------

事業の趣旨・内容

土地改良施設突発事故復旧・防止事業は、土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図ることにより、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

1 土地改良施設突発事故復旧事業

(1) 現地仮復旧

安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置

(2) 機能回復を行う復旧工事

施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置

(3) 緊急応急工事

前二項及び(4)のうち、地方農政局長等が緊急に施行する必要があると認める応急工事

(4) 類似被害防止工事

(1) から (3) により復旧する当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置

2 土地改良施設事故防止事業

老朽化したこと又は地盤の沈下、市街地の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置。

採択基準

- 1 事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設の末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上（中山間地域にあっては、おおむね10ヘクタール以上）のものであること。ただし、団体営事業において、農村振興局長が別に定める場合にあっては、この限りではない。
- 2 復旧又は事故の防止に要する事業費が1箇所当たり200万円以上となるものであること。
- 3 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

実施要件

- 1 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。
- 2 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。
- 3 突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧として以下のものは対象としない。
 - (1) 有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧
 - (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積のみに係る復旧。
 - (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵のみに係る復旧。
 - (4) 森林植生のみに係る復旧。
 - (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧。

事業実施主体及び運用方針

1 土地改良施設突発事故復旧事業

事業実施主体は、施設管理者とする。

2 土地改良施設事故防止事業

(1) 県営事業

原則、NTT専用回線サービス停止の対応及び県管理ダムの突発事故防止対策

(2) 団体営事業

(1) を除くもので、事業実施主体は、市町村とする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県 営	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 (55)	32 【50】	18 (13) 【0】	
団体営	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 (55)	21	29 (24)	

※ () は振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域の場合

※ 【 】 は県有ダムの場合

土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
-----------------	----------------	-----------------------

事業の内容

土地改良区等（土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。）による施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して次に掲げる事業を実施し、高い意識の下での土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資するものとする。

- 1 土地改良施設の定期的整備補修を行う事業（以下「整備補修事業」という。）
 - （１）一般型
 - （２）連携管理保全型
- 2 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）

事業内容の基準等

1 共通事項

県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区機能強化支援事業の診断・管理指導の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱等に従って策定する機能診断に基づき定めた機能保全計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）において、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっているもの。

2 整備補修事業（一般型）

- （１）対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- （２）１地区当たりの事業費が200万円以上のもの。
- （３）地区面積がおおむね300ha以上で、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。）１名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）が実施計画に位置付けた農業水利施設であること。

3 整備補修事業（連携管理保全型）

- （１）対象施設について、土地改良区又は土地改良連合が地域の関係者との協議により策定する水里土ビジョンにおいて、地域農業の持続性の維持に向けて、関係者の役割分担の下、適正かつ円滑に保全すべき施設として位置づけられていること。
- （２）１地区当たりの事業費が100万円以上のもの。

4 防災減災機能等強化事業

- （１）農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能の保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害の防止・軽減に資するもの。
 - イ 用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。
 - ウ 用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に資するもの。
- （２）１地区当たりの事業費が100万円以上のもの。

(3) 実施計画に位置付けた農業水利施設であること。

5 整備補修工事の内容

(1) 整備補修事業

おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

(2) 施設改善対策事業

地区内の高収益作物の導入推進に資するための整備補修。

(3) 安全管理施設整備対策事業

開水路等危険区域への立入り及び転落事故を防止するための安全管理施設の整備補修。

(4) 緊急整備補修

適正化事業に加入して資金を拠出中の土地改良区等で、予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合に行うもの。

(5) 防災減災機能等強化事業

農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備。

6 事業実施例

(1) 整備補修事業

水門扉の整備補修、原動機・ポンプのオーバーホール、電機設備の精密整備、門扉等の塗装、用排水路の小規模の補修しゅんせつ等

(2) 施設改善対策事業

揚水機の変速機の設置、用排水路の浚渫・漏水防止・部分的なパイプライン化、分水・合流工等の自動化及び電動化等の整備補修、簡易な貯水施設・かん水施設の設置等

(3) 安全管理施設整備対策事業

立入り・転落を防止するフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修

(4) 防災減災機能等強化事業

排水機場のポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新、排水路、水門の改修又は更新、監視・制御機器の整備、防災重点農業用ため池、治水協定ダム及び農地防災ダムの施設整備(堤体の補強、護岸の改修、洪水吐、取水施設、放流施設の改修又は更新等)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	整備補修事業（一般型） 施設改善対策事業 安全管理施設整備対策事業	30	30	40		
	整備補修事業（連携管理保全型）	40	30	30		
	防災減災機能等強化事業	50	20	30		

注1 整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業については、原則初年度実施

注2 整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業の拠出金（事業費に占める地方負担相当額）は財政融資資金にて充当するものとし、借入金を地方拠出金により5年間で償還

基幹水利施設管理事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------	------------------	--------------------------

趣 旨

都道府県又は市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、用水機場、排水機場、防潮水門又は排水樋門をいう。）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させることに資するもの。

事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が推進委員会を設けて「基幹水利施設管理強化計画」を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施するもの。

採 択 基 準

1 一般型

(1) ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路であって、次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設。

- ① 国より管理委託されたもの。
- ② 基幹水利施設管理強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの。
- ③ 施設ごとに一定の規模要件を満たすもの。

施設の区分	施 設 の 規 模 等 に 係 る 要 件
ダ ム	設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上、または貯水量がおおむね2,500千m ³ 以上であること。
頭 首 工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。
用 水 機 揚	最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。
排 水 機 場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。
排 水 樋 門	計画通水量がおおむね15m ³ /s以上(排水分水ゲートにあっては、流末の排水先への総分水量が概ね15m ³ /s以上)であること。
(排水分水ゲートを含む) 幹線用排水路	幹線排水路にあっては計画通水量がおおむね15m ³ /s以上、幹線用水路にあっては計画通水量がおおむね5m ³ /s以上であって基幹水利施設と連携した管理を行うものであること、

(2) 受益面積 1,000ha以上（畑地にあっては300ha以上）、地盤沈下地帯にあっては各々500ha、100ha以上

(3) 非農地率 受益区域内において10%以上
(分母を受益農地に用排水効果が期待される非農地の面積を加えたもの)

面積がおおむね100ha以上（地盤沈下地帯にあつては50ha以上）
畑を受益地とする事業にあつては、おおむね30ha以上（地盤沈下地帯にあつては10ha以上）

2 特別型

(1) 国営土地改良事業により造成した施設（これに準ずる国有の土地改良施設を含む）のうちダム、頭首工、排水機場、又は防潮水門（関連施設を含む）であつて、次の条件を満たすもの。

- ① 農林水産大臣により管理を委託されたもの。
- ② 公共・公益的機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有すると認められるもの。
- ③ 施設ごとに一定の規模要件及び浸湛水被害の防止機能要件に該当するもの。

施設の区分	施設の規模及び関係受益面積等に係る条件	浸湛水被害の防止機能に係る要件
ダム・頭首工	設計洪水量がおおむね700m ³ /s以上でゲート3門以上を有するもの。	一級河川又は二級河川に設置された管理上特別の技術的配慮を必要とするものであつて、その操作により関係受益地帯の相当部分を占める地域について浸湛水被害の防止が見込まれ、かつ、非農地が当該地域の面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
排水機場	1 機場おおむね口径1,500mm以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のもの。	その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
防潮水門	年間利用水量がおおむね4,000万m ³ 以上又は満水面積がおおむね1,000ha以上の淡水湖に係るもので、計画通水量がおおむね1,000m ³ /s以上又は流域面積がおおむね10,000ha以上のもの。	その操作が地域社会の環境保全に著しい影響を及ぼすものと認められるものであつて、その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。

(2) 受益面積 3,000ha以上

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設 管理事業	33.3333	66.6667	—	—	荒砥沢ダム(本体)、小田ダムに係る分
		33.3333	28.8889	37.7778	—	荒砥沢ダム(沖富調整池)に係る分
		33.3333	28.8889	18.8889	18.8889	岩堂沢、二ツ石ダムに係る分
団体営	基幹水利施設 管理事業	30	1～30 [1]	40～69 [69]		[]はH23新規地区以降適用
		33.3333	1～30 [1]	36.6667～65.6667 [65.6667]		流域治水対策実施地区 []はH23新規地区以降適用

※他の土地改良施設管理費補助の対象経費との重複は認められない。

水利施設管理強化事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------	------------------	-----------------------

趣 旨

多面的機能を有する農業水利施設について、集中豪雨の激甚化・頻発化により、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められていることから、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とする。

事業の内容

1 一般型

水利施設管理強化計画（以下、「管理強化計画」という。）に基づき国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯都道府県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合（以下、「土地改良区等」という。）に対して、多面的機能の発揮に対応した費用の37.5%、治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用の42.8%、その他の費用（全額）を支援するもの。

2 連携管理保全型

連携管理保全計画（水土里ビジョン）及び管理強化計画に基づき、連携管理保全計画（水土里ビジョン）に位置付けられた施設（国営造成施設、国営附帯県営造成施設、県営造成施設及び団体営造成施設）を管理する土地改良区及び市町村に対して、維持管理費等を支援するもの。

3 特別型（渇水・高温対策）

渇水・高温対策のための管理体制の構築に係る取組に要する費用や渇水・高温対策計画に位置付けた番水、渇水用ポンプ・給水車の調達・運転水位・流用の観測等の対策に要する費用を支援するもの。

対象施設・事業実施要件

1 一般型

対象施設は、土地改良区等が直接管理する、管理強化計画に基づき造成された国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。

2 連携管理保全型

対象施設は、連携管理保全計画（水土里ビジョン）及び管理強化計画に位置付けられた施設であること。

3 特別型（渇水・高温対策）

- (1) 渇水・高温対策計画に位置付けられた施設であること。
- (2) 省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち、省エネルギー化の取組を1つ以上含む、2つ以上の取組を実施するもの。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、緊急の対応が必要な場合として、対策費用の支援を行うもの。
 - ① 当該地域又は水源地域の連続干天日数（日雨量5mm未満）が20日以上となる場合又は30日間の総雨量100mm以下である場合
 - ② 都道府県が特に必要と認める場合

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
市町村営	一般型	50	1 [25]	49 [25]	[] は国営造成施設管理体制整備進事業にて、H18以前新規地区に適用
市町村営	連携管理保全型	25	1 [9.375～ 10.714]	74 [64.286～ 65.625]	角田地区、迫川沿岸地区に適用 [] は、一般型対象施設（国営造成施設、国営附帯県営造成施設）に適用
市町村営	特別型 (渇水・高温対策)	50	—	50	

県営造成施設管理体制整備促進事業 (県単)	事業主体 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
--------------------------	----------	-----------------------

趣 旨

農業水利施設は、生活用水、景観、生態系保全等農業用水以外の機能（以下「多面的機能」という。）を有することから、地域が連携して施設の長寿命化と多面的機能の一層の発揮を基調とした管理体制の整備を図る取組みが必要となっている。

このため県と市町村が連携し県営造成施設の管理体制の整備を図るものである。

事業の内容

1 事業の内容

(1) 本事業は、県と市町村が連携を図り、県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要がある施設（以下「県営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るものとする。

- ① 管理体制整備計画策定事業
- ② 管理体制整備推進事業
- ③ 管理体制整備強化支援事業

(2) 管理体制計画策定事業は、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結等とともに、管理体制整備計画書を適切に更新する。

(3) 管理体制整備推進事業は、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置し、推進協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成を行う。

なお、当該協議会は、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、県、土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。

(4) 管理体制整備強化支援事業は、多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援を行う。（但し、農業生産活動に係るものは除く）

補助対象経費は、下記費目の合計額に多面的経費（37.5%）を乗じた額とする。

- ①操作運転費 ②点検整備費 ③施設管理費 ④施設費 ⑤調査費 ⑥油脂費
- ⑦電力料 ⑧整備補修費

対象地区及び施設

事業の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。

- (1) 対象地区は、県営造成施設で土地改良区の受益地であること。（国営附帯事業造成施設及び国営関連施設分は除く。）
- (2) 対象施設は、受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要がある施設。

事業主体

- 1 本事業の事業主体は、市町村とする。

負 担 割 合

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
市町村営	① 管理体制整備計画策定事業				補助なし
	② 管理体制整備推進事業	-	50 以内	50 以上	
	③ 管理体制整備強化支援事業	-	50 以内	50 以上	

土地改良区機能強化支援事業	事業主体 県 土地改良区 地方連合会 公募団体	所管課班 農村振興課 指導班 農村整備課 換地・用地班 (受益農地管理・換地関係のみ) 農村整備課 水利施設保全班 (基幹水利施設保全管理技術向上研修及び基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修のみ)
---------------	-------------------------------------	--

趣 旨

本事業により、水土里ビジョンの策定を推進するとともに、これに基づく取組を推進するために必要となる土地改良区の運営基盤強化を図るため、土地改良区の統合再編、施設・財務管理の強化、受益農地の管理の強化、研修・人材育成に対する支援を行うこととする。

事業の内容

1 水土里ビジョン策定推進対策

農業水利施設等の持続的な保全体制を構築するため、水土里ビジョンの策定を実施するものとする。

水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区及び土地改良区連合は、当該土地改良施設と関連する施設の管理者や関係市町村その他の関係者と調整を図りつつ、水土里ビジョンの策定に必要な取組を実施するものとする。

(ア) 水土里ビジョン策定推進対策を実施しようとする土地改良区等は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、知事の承認を受けるものとする。

(イ) 知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

(ウ) 地方農政局長は、(イ)の協議を受けたときは、承認を受けようとする土地改良区等やその他の施設管理者における土地改良施設等の管理状況、水土里ビジョン策定の必要性等を考慮して異議の有無について回答するものとする。

2 統合整備強化対策

統合整備強化対策は、効率的・効果的に土地改良区の組織運営基盤の強化が図られるよう、合併、土地改良区連合の設立（所属土地改良区の数増加を含む。以下 同じ。）、合同事務所の設置等を推進するとともに、県による統合整備重点指導地区に対する指導を行うことで、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を図るものとする。

(1) 土地改良区、市町村又は県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）（市町村又は地方連合会は①を除く。）が行う統合再編整備事業

①統合整備

県は、県が策定している管内の土地改良区の統合整備に関する基本計画（以下「統合整備基本計画」という。）や土地改良区が策定している水土里ビジョン等に即して、統合整備を推進するものとする。

【事業要件】

(ア) I型地区

I型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

a 運営基盤強化のため、統合整備を行うことにより、市町村との連携強化を図るとともに、土地改良事業の計画的推進、維持管理の合理化又は運営経費の節減を図るものであること。

b 合併後の土地改良区の地区面積又は土地改良区連合の所属土地改良区の総地区面積（以下「統合整備後の土地改良区等の地区面積」という。）がおおむね3,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設

立を推進する必要があると認められるものであること。

- c その役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね3年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- d 合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が4地区以上であること。

ただし、合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が3地区以下の場合であっても、そのうち2地区以上が各々おおむね1,000ha以上である場合は実施できるものとする。

(イ) II型地区

II型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア) のa及びcに掲げる要件。
- b 統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね1,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。

(ウ) III型地区

III型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア) のaに掲げる要件。
- b 合併又は土地改良区連合の設立を行う地区にあっては、統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位となる土地改良区であり、その役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね2年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- c 合同事務所を設置する地区にあっては、合同事務所を設置する土地改良区等の総地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位となる区域内の全土地改良区等が合同事務所を設置するものであり、関係土地改良区等の業務運営が合理化・簡素化すること。

別表

「土地改良区の合併後の役員定数削減目標基準」

合併後の役員定数については、合併後の面積規模別又は合併土地改良区数別に設けた次表のいずれか少ない方を目標とする。

合併後の面積規模別による基準		合併土地改良区数別による基準	
面積規模	目標役員定数	合併土地改良区数	目標役員定数
500ha未満	15人以下	2地区	合併前役員定数の単純計 ×2/3以下
500～1,000ha	20人以下	3～4地区	合併前役員定数の単純計 ×1/2以下
1,000～5,000ha	25人以下	5地区以上	合併前役員定数の単純計 ×2/5以下
5,000ha以上	30人以下		

統合整備を実施しようとする土地改良区等は、知事の承認を受けること。知事はこれを承認するにあたり地方農政局長と協議するものとする。

②管理再編整備

集落管理組織機能の低下、農業用排水路ごとの農業用水の過不足等の状況を踏まえた適正な管理又は集落等による維持管理の継続が困難となった土地改良施設の持続的な管理を図るため、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

【事業要件】

地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位の土地改良区であること。

管理再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会（市町村又は地方連合会は土地改良施設の追加を伴う場合に限る。）は知事に承認を受けること。知事はこれを承認するにあたり、地方農政局長へ協議するものとする。

③土地利用再編整備

中山間地域等の条件不利地域であって、土地利用の変化に伴い土地改良区の業務再編が必要となる場合に、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

（ア）土地利用再編整備の対象とする土地改良区は、地区面積がおおむね300ha未満の土地改良区であるものとする。

（イ）（ア）に該当する土地改良区で土地利用再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会は、農林振興局長が別に定めるところにより、知事の承認を受けるものとする。

（ウ）知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

（エ）地方農政局長は、（ウ）の協議に当たっては、承認を受けようとする土地改良区における土地利用状況、土地改良施設の管理状況、集落管理組織の活動状況等を考慮するものとする。

（２）県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

県は、統合整備基本計画等に基づき統合整備を必要とする土地改良区であって、統合整備協議会の設立に至っていないもののうち、統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とするもの（以下「統合整備重点指導地区」という。）に対し、次により指導を行うものとする。

①統合整備推進委員会の設置

統合整備推進委員会を設置し、統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とする統合整備重点指導地区の課題、推進方針について検討し、これを取りまとめ、統合整備推進計画を策定する。

②県による指導

統合整備推進委員会における検討状況を踏まえ、統合整備重点指導地区に対し、統合整備の推進のため指導・助言を行う。

３ 施設・財務管理強化対策

施設・財務管理強化対策は、土地改良施設の円滑かつ適切な管理並びに土地改良区の経営改善、事業運営の透明化及びガバナンスの強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良区の経営診断・改善指導、施設・財務管理強化相談業務等を実施するものとする。

①管理運営体制強化委員会の設置

地方連合会が行う施設・財務管理強化対策及び監査実務等向上研修の内容の検討を行う。

②土地改良施設の診断・管理指導の実施

地方連合会は、管理専門指導員を配置し、定期的及び土地改良区等からの要請に基づいて、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導及び業務遂上必要な調査等を行うものとする。

定期診断指導：ダム（ため池を含む。）、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設を対象施設とし、県内の土地改良施設の数等勘案の上、地方連合会が定める。

要請診断指導：定期診断指導の対象施設以外で、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改良施設を対象とする。

③土地改良区の経営診断・改善指導

地方連合会は、①の管理運営体制強化委員会で策定した経営診断・改善指導計画に基づき、土地改良区等に対し、経営診断・改善指導を行うものとする。

④施設・財務管理強化相談業務

（ア）施設・財務管理強化相談業務の実施

地方連合会は、土地改良関係法令、土地改良区会計等に精通した地方連合会の職員及

び学識経験者を相談指導員として配置し、土地改良区等からの相談に対応するものとする。

(イ) 専門家の委嘱

地方連合会は、近年の複雑化・高度化する相談等に対応するため、法律、会計業務等に関する専門家に相談業務を委嘱するものとする。

⑤非補助土地改良事業推進支援

(ア) 非補助土地改良事業推進計画の策定

地方連合会は、非補助土地改良事業（非補助土地改良事業資金融通事務処理要領（昭和40年10月15日付け40農地B第3274号農林省農地局長通知）第2に定める事業のうち、国の補助の対象とならない事業をいう。）の推進活動を計画的かつ効率的に行うための活動計画を策定するものとする。

(イ) 推進指導活動の実施

地方連合会は、土地改良区等の非補助土地改良事業の実施主体に対し、非補助土地改良事業制度に関する知識の醸成を図るため、現地における推進指導を行うものとする。

4 受益農地管理強化対策

受益農地管理強化対策は、換地事務の適正かつ円滑な推進等により、農地整備事業の効果が十全に発揮され、農地の効率的利用が図られるよう、換地事務に関する指導並びに土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るための助言・指導を行うとともに、農地中間管理機構等と連携した農用地の利用集積の推進を図るための農地利用集積に関する指導を実施するほか、所有者不明農地等の解消を図るための助言・指導等を実施するものとする。

(1) 公募団体が行う受益農地管理強化対策

(ア) 財産管理制度等活用推進委員会の設置

推進委員会は、財産管理制度等活用実態調査の項目、財産管理制度等活用マニュアルの内容及び財産管理制度等の普及・啓発の検討を行う。

(イ) 財産管理制度等活用実態調査

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区等を対象に、支障の内容、制度等の活用上の課題と対応方策、土地の所有者を特定した事例、制度等以外の手法で換地処分の促進が図られた事例について調査を行う。

(ウ) 財産管理制度等活用マニュアルの作成

財産管理制度等の活用資するマニュアルを作成する。

(エ) 財産管理制度等の普及・啓発指導

マニュアルを活用し、財産管理制度等の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて、地方農政局等のブロック単位に、土地改良区の役職員等を対象に財産管理制度等の説明会を行う。また、地方連合会が行う財産管理制度等の活用に関する指導について、地方連合会からの要請に応じて助言等を行う。

(2) 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

(ア) 受益農地管理強化委員会の設置

換地等技術向上研修の実施計画の策定及び内容の検討を行う。

(イ) 換地選定に関する指導

換地選定が未実施の地区について、市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員に対して、当該地区の現地での基礎調査、換地設計基準の作成及び換地選定の指導を行う。また、当該地区のうち、換地選定について特に指導の必要性が認められる地区を重点指導地区に指定し、計画的に巡回指導を行う。

(ウ) 換地処分未了地区等の解消に関する指導

事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区について、早期の換地処分に資するため、次の支援を行う。

a 換地処分未了地区等の実態把握

b 換地処分未了地区等における換地処分促進の検討と指導方針の策定

ｃ 換地処分未了地区等に対する指導等

(エ) 財産管理制度等活用に関する指導

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じており、早期の換地処分又は土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消のために財産管理制度等の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行う。

(オ) 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

交換分合を実施又は予定している事業主体等に対し、必要な助言・指導を行う。

また、農用地利用集積推進対策会議を設置し、農地整備等基盤整備事業が完了した地区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行い、土地改良区等に対して農用地の利用集積に関する技術的指導を行う。

(3) 土地改良区が行う受益農地管理強化対策

土地改良区の受益地内に所有者不明農地等が存在することにより土地改良事業の実施に支障が生じている場合に、所有者不明農地等の解消を図るため、所在等不明共有者の持分の取得及び譲渡並びに所有者不明土地管理制度の活用に向けた取組を行う。

5 研修・人材育成

土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化を図るため、土地改良区の役職員等の資質向上のための研修等を実施するものとする。

(1) 公募団体が行う研修・人材育成

①土地改良区運営基盤強化推進研修

土地改良区の統合整備をはじめとする土地改良区の運営基盤強化を推進するための研修を行う。

②施設管理研修

土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等の資質向上を図るための研修を行う。

また、土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について、先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るため土地改良施設の整備補修事例検討会を行う。

さらに、農業用水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者や維持管理及び会計運営に携わる技術者の育成を図るための研修を行う。

③会計指導員育成研修

3 (1) ③の土地改良区の経営診断・改善指導、3 (1) ④ (ア) の施設・財務管理強化相談業務及び土地改良区等の指導監査を行う会計指導員を育成するため、地方連合会職員並びに土地改良区等及び国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務経験者等を対象とした研修を実施する。

④換地関係異議紛争処理実務研修

土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、既往の異議紛争事例等を活用し、異議紛争等の解決を促進する研修を実施するとともに、地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行う。

(2) 地方連合会が行う研修・人材育成

①技術実践向上研修

土地改良区の役職員等に対して、技術力向上に資するため、農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識を習得する研修を行う。

②基幹水利施設保全管理技術向上研修

基幹水利施設の機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するもの

(ア) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。

- (イ) 施設の機能保全に関すること。
- (ウ) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理している基幹水利施設で農村振興局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が５点以上の施設及びこれと併せて一体的な管理を行う必要のある水路又はその他施設とする。

③監査実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等を対象とした監査・内部点検の実務及び非補助土地改良事業の活用実務に関する研修を実施する。

④換地等技術向上研修

受益農地管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、市町村の職員、土地改良区及び農業委員会等の役職員並びに換地技術者等及び換地委員等に対し、換地事務及び交換分合に関する研修を実施するものとする。なお、換地事務に関する研修の実施に当たっては、換地技術者等の活動状況及び換地事務量を把握し、換地事務量等の長期見通しを作成することにより、効果的な研修の実施に努めるものとする。

(ア) 換地事務に関する研修

管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、下記に掲げる研修を実施する。

- a 新規担当者研修
新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員に対する研修
- b 換地計画実務研修
換地事務に従事している換地技術者等に対する研修
- c 換地委員等実務研修
換地を伴う土地改良事業の着工（予定）地区の換地委員（準備委員）、事業推進委員、土地改良区等の役員及び地域のリーダー等に対する研修

(イ) 交換分合に関する研修

交換分合の実務に携わる職員等を対象として、実務研修・講習を実施する。

⑤基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

- (ア) 農業水利施設の管理者に対し、省エネルギー化の推進のための現地指導等を行うものとする
- (イ) (ア) の研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより知事の承認をうけるものとする。
- (ウ) 知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、協議に当たっては、農業農村整備事業に関する基幹水利施設省エネルギー技術実践向上研修を行うことにより、施設管理者の省エネルギー化の推進に必要となる技術力の向上が見込まれることを考慮するものとする。

事業主体

３（１）・４（２）・５（２）は地方連合会、４（３）は土地改良区、２（１）は土地改良区、市町村又は地方連合会（市町村又は地方連合会は２（１）③に限る）２（２）は県、４（１）・５（１）は公募団体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	土地改良区機能強化支援事業 1	100	-		

	" 2～5 (ただし、下記を除く。)	50	50		
	" 3 (1) ③、④－ (ア) 、 ⑤－ (イ) 、 4 (1) 、 5 (1) 、 (2) ⑤	定額	－		

土地改良施設機能診断事業	市町村	所管課班 農村整備課水利施設保全班
	事業主体 土地改良区	

趣 旨

経年変化により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図るもの。

事業の内容

- 1 外観及び分解検査による劣化度数の測定・健全度評価
- 2 施設診断カルテ及び整備補修年次計画又は機能保全計画の作成（必須）
- 3 小規模な整備補修（緊急的な整備補修を含む）

※事業実施期間 令和7年度～令和9年度

採 択 基 準

- ・土地改良事業等で造成した受益者数が農業者2者以上の土地改良施設（用排水機場、頭首工、水門、水管理施設等）
- ・1地区の受益面積の合計がおおむね10ha以上
- ・1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設 機能診断事業	—	30	30	40	市町村が30％以上助成 する場合に限る

農業水利権管理事業	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------	--------	--------------------

趣 旨

宮城県が河川法第23条に基づき取得した水利権使用許可の更新申請の基礎資料を作成し、計画的かつ円滑に更新手続きを行うことにより、農業用水の確保を図るためのもの。

事業の内容

- (1) 水利使用の許可申請書の作成
- (2) 現況調査及び検討
- (3) 水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成
- (4) 河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備
- (5) その他

採択基準等

宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水の水利権を対象とし、別に定める農業水利権管理事業取扱要領による。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農業水利権管理事業	—	100	—	—	

農地等地域整備構想策定支援事業	事業主体 市町村 土地改良区	所管課班 農村振興課 地域計画班
-----------------	----------------------	------------------

趣 旨

県営事業について、土地改良法の規定による事業申請者は、土地改良法に携わる関係者の合意に基づき、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにした「農地等地域整備構想」を策定しなければならない。本事業では、地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした「農地等地域整備構想」の策定を助成し、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

「農地等地域整備構想」策定に向けた市町村及び土地改良区の活動を支援する。

農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を目標とする場合は、農地調査に関する活動を支援する。

「農地等地域整備構想」は地域振興に関する各種計画と調和がとれ次の1～3のいずれかの項目及び内容が盛り込まれていることとする。

1 農地整備型

- | | |
|----------|------------|
| ①基本方針 | ④農村活性化実行計画 |
| ②農村活性化目標 | ⑤農地調査等 |
| ③地域の現状 | |

2 土地改良施設整備型

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①施設管理強化に関する事項 | ④土地改良区の統合整備強化に関する事項 |
| ②財務管理強化に関する事項 | ⑤研修・人材教育に関する事項 |
| ③受益農地管理強化に関する事項 | |

3 農地等防災・減災対策型

- | | |
|------------------|------------------|
| ①市町村の概要、災害対策上の課題 | ②今後の防災・減災対策の推進方針 |
| ③防災・減災対策の取組状況 | |

実施要件

- 1 実施地域は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱に定める事業管理計画に位置付けがあるなど、計画的に県営事業の実施が見込まれる地区を含む地域とする。
- 2 農地整備型の実施地域は、数集落を単位とした広がりをもつ地域で、地域づくりについて地域住民の熱意及び意欲が高く、市町村等による支援体制が整備されることが見込まれる地域とする。
- 3 土地改良施設整備型は、地域の課題が明確であり地域整備構想策定による体制強化が見込まれる地域とする。
- 4 農地等防災・減災対策型は、地域の災害対策上の課題が明確であり、地域整備構想策定による防災・減災対策の体制強化が見込まれる地域とする。

事業主体

- 1 農地整備型については、市町村又は土地改良区とする。
- 2 土地改良施設整備型については、土地改良区とする。
- 3 農地等防災・減災対策型については、市町村とする。

補助額

定額

- 1 構想策定支援 1 地区あたり50万円／年以内とする。2 カ年の継続を可能とする。
- 2 農地調査活用地区 1 地区あたり60万円／年以内とする。
- 3 1 に加えて、2 を活用する場合は、1 地区あたり110万円／年以内とする。

(市町村振興総合補助金メニュー事業) 豊かなふる里保全整備事業	事業主体 市町村 土地改良区等	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
---	-----------------------	--------------------------

趣 旨

農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かで魅力ある農村づくりに資するため、水田の有効利用や6次産業化、グリーンツーリズムの推進等、地域の多様なニーズに応じ、国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤・農村環境基盤・農村交流基盤の整備及び調査計画を総合的に実施するもの。

※事業の変遷

市町村振興総合補助金

豊かなふる里保全整備事業 ← 豊かなふる里保全整備事業
(せせらぎの里整備事業と統合) せせらぎの里整備事業

←小規模土地改良事業
(統 合)

事業の内容

1 整備事業

(1) 農業生産基盤整備 (2) 農村環境基盤整備 (3) 農村交流基盤整備 (4) 特認事業

2 調査計画事業

採 択 基 準

事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 農業生産基盤整備は、「地域農業マスタープラン」等の各種計画に基づき、受益農地に主食用米の作付けはもとより、麦・大豆等の畑作物をはじめ加工用米、露地野菜やそばなど多様な作物を現に作付けしている又は作付けを計画しており、水田の有効利用が図られること。また、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備は、農業生産基盤整備と連携又は6次産業化やグリーンツーリズム等の推進が図られること。
- (2) 農業生産基盤整備については、受益戸数が2戸以上であり、かつ関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合は、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。
- (3) 総事業費が150万円以上5,000万円未満であること。なお、整備事業は150万円以上で3箇年以内、調査計画事業は125万円以上で2箇年以内であること。
- (4) 事業の施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。

事業種類の区分	工 種
1 整備事業	
(1) 農業生産基盤整備	ほ場整備、かんがい排水、農道整備、暗渠排水、客土、土壌改良及び農用地保全・造成
(2) 農村環境基盤整備	農業集落道整備、農業集落排水施設整備、公共施設保全整備、地域資源利活用施設整備、集落防災安全施設整備、集落緑化施設・環境管理施設整備、せせらぎの里整備
(3) 農村交流基盤整備	集落農園・市民農園整備、遊歩道整備、交流施設整備 集落案内施設整備及び景観保全・修景施設整備
(4) 特認事業	知事が特に必要と認める施設の整備
2 調査計画事業	実施計画策定に必要な諸条件の調査、計画、設計等

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	豊かなふる里保全整備事業事業	－	40以内	60以上 ※	

※施行者が市町村以外の場合は採択基準（４）を適用

(市町村振興総合補助金メニュー事業) 都市と農山漁村の 交流拡大事業	事業主体 市町村	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
--	----------	-------------------------

趣 旨

豊かな自然景観等を有する農山漁村を舞台とした、都市と農山漁村の多様な交流活動の拡大と関係人口の創出により、農山漁村の活性化を図るもの。

事業の内容

1 対象事業

(1) 人材育成に係る事業

講習会、研修会の開催等により、実践者の質的向上と新しく取り組む実践者の育成等を図る事業

(2) 都市農村交流・関係人口拡大に係る事業

農泊、教育旅行、インバウンド、援農ボランティア、世界農業遺産関連による、都市農村交流の推進や、都市企業、団体、人材との連携により創出される、農山漁村の関係人口拡大の推進に関する事業

2 対象経費

対象事業の実施に要する経費

3 事業実施期間

平成 16 年度～令和 8 年度

4 補助金限度額

50 万円以上／1 事業実施主体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
県 営	都市と農山漁村の交流拡大事業	—	50	50	

みやぎの地域資源保全活用支援事業 (基金名：中山間地域等農村活性化基金)	事業主体 県	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
--	--------	-------------------------

趣 旨

中山間地域等においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地等の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することで地域の活性化を図る。

このため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援する。

事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

1 対 象 地 域

中山間地域（５法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域（同様の基金を造成している市町村）。

2 基金の造成

県は基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H５～９年造成済み）
（基金管理主体：県）

3 基金運用益等による事業

（１）調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等の研究。

（２）研修事業

（１）の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成。

（３）推進事業

- ・都道府県委員会等の設置及び運営。
- ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導等。
- ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化等。
- ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等。

中山間地域等直接支払交付金事業	事業主体 農業者の組織する 団体等	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
-----------------	-------------------------	--------------------------

趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

対 象 要 件

1 対象地域

(1) 特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、の5法指定地域及び棚田地域振興法の指定地域

(2) 知事特認地域

① 棚田地域振興法を除く5法指定地域に接する農用地を有する地域

② 農林統計上の中山間地域

③ 既成市街地等に該当せず、次のア～ウに該当する地域旧市町村

ア 農林漁業従事者が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID地区からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率が(平成27年～令和2年)3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

2 対象農用地

農振農用地及び地域計画区域内であり、1ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

(1) 急傾斜農地(田:1/20以上、畑・草地・採草放牧地:15度以上)

(2) 自然条件により小区画・不整形な水田(大多数が30a未満で平均20a以下)

(3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の①、②いずれかに該当するもの。

① 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地(田:1/100～1/20、畑・草地・採草放牧地:8～15度)

② 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

高齢化率:40%(農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合)

耕作放棄率:田8%以上、畑15%以上(経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合)

3 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

4 対 象 者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

5 事業主体:農業者団体等

6 事業実施期間:令和7年度～令和11年度(第6期対策)

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (5法指定地域)	1/2	1/4	1/4	
	〃 (県特認地域)	1/3	1/3	1/3	

多面的機能支払交付金事業	事業主体 活動組織等	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
--------------	------------	-------------------------

趣 旨

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組を支援する。

事業の内容

1 農地維持支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付する。

2 資源向上支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付する。

※施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。

3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体：推進組織、県、市町村]

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織、県及び市町村へ交付する。

採 択 基 準

○関係する実施要綱、要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知、以下「要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知、以下「要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)
- ・日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)
- ・日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日27生産2855号・平成28年4月1日27農振第2219号、農林水産省生産局長・農村振興局局長通知)

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	交付単価	備 考
	農地維持支払交付金	田 畑 草 地	3,000円 2,000円 250円	
	資源向上支払交付金 (共同活動)	田 畑 草 地	2,400円 1,440円 240円	・ 5年間以上実施した場合は、左記の7.5割。 ・ 多面的機能の増進を図る活動を行わない場合は、左記の5/6。
	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化)	田 畑 草 地	4,400円 2,000円 400円	・ 直営施工を行わない場合は、左記の5/6。

* 交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

[加算措置]

加算措置の要件については、要綱・要領を確認すること。

(円/10a)

項 目		地目	加算単価
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可	田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400

* 5年間以上活動している地区、または長寿命化の活動に取り組む地区は加算単価の7.5割

(円/10a)

項 目			加算単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し	800
		冬期湛水	4,000

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備考
	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金（共同活動） 資源向上支払交付金（施設の長寿命化）	1/2	1/4	1/4		
	多面的機能支払推進交付金	100	—	—		

農地耕作条件改善事業	事業主体 農地中間管理機構 県 市町村 土地改良区等	農山漁村なりわい課 中山間振興班 所管課班 農村整備課 ほ場整備班
------------	-------------------------------------	--

趣 旨

農地中間管理事業の重点実施区域等において、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換及び営農定着に必要な取組をハードとソフトの両面から支援する。

事業の内容

次に掲げる事業種類から実施するもの（各事業メニューを組み合わせる実施可能）。なお、事業実施期間については、最大5年まで（ハード事業は最大3年まで）。

1 農地集積促進支援

担い手への農地集積に向けた共通メニューの活用が可能

【定額助成（①～⑦：ハード事業、⑧：ソフト事業）】

- ①区画拡大、②暗渠排水、③湧水処理、④除礫、⑤客土、⑥末端畑地かんがい施設、⑦更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）、⑧条件改善推進費

※助成額は工種や施工方法により異なる。

※①から⑦までに掲げるものについては、事業主体は施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際は、施工状況等を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行う。

【定率助成（①～⑨：ハード事業、⑩～⑫：ソフト事業）】

- ①区画整理、②農業用排水施設、③農作業道等、④暗渠排水、⑤農用地の保全、⑥営農環境整備支援、⑦農地造成、⑧管理省力化支援、⑨土層改良（共同利用機器導入を含む）、⑩条件改善促進支援、⑪機構集積推進費、⑫指導

2 高収益作物転換支援

高収益作物の転換に向けた共通メニューに加え、以下のメニューの活用が可能。

【定額助成（①～④：ソフト事業）】

- ①高収益作物への転換支援、②幼木管理支援、③新植・改植支援等、④高収益作物導入促進費・推進費等

3 スマート農業導入支援

スマート農業の導入に向けた共通メニューに加え、以下のメニューの活用が可能。

【定率助成（①：ハード事業、②：ソフト事業）】

- ①GNSS基準局整備等 ②先進的省力化技術導入支援等

4 病虫害対策支援

病虫害の対策に向けた共通メニューに加え、以下のメニューの活用が可能。

【定額助成（①：ハード事業）】

- ①病虫害対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、暗渠排水）

5 水田貯留機能向上支援

「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置、地元調整・調整経費、堰板購入等の共通メニューの実施が可能。

6 土地利用調整支援

土地利用の調製に向けた共通メニューに加え、以下のメニューの活用が可能。

【定率助成（①：ハード事業）】

①粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）

採 択 要 件

【共通要件】

- ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること。
- ・1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上となること。
- ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- ・農地中間管理機構との連携概要※、農地耕作条件改善計画を作成すること。
※病虫害対策または水田貯留機能向上支援のみを実施する場合は不要

【農地集積促進支援】

- ・地域内農地集積促進計画を作成すること。

【高収益作物転換支援】

- ・受益農地の1／4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- ・高収益作物転換促進計画を作成すること。

【スマート農業導入支援】

- ・国費が投じられスマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地であること。
- ・スマート農業導入推進計画を作成すること。
- ・先進的省力化技術導入支援を実施する場合は、生産方式革新実施計画の認定を受けていること。

【病虫害対策支援】

- ・植物防疫法に基づく発生予察情報において警報、注意報又は特殊報が発表された地域であること。
- ・病虫害対策計画を作成すること。

【水田貯留機能向上支援】

- ・流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系に指定もしくは指定される見込みの地域であること。
- ・水田貯留機能向上計画を作成していること。

【土地利用調整支援】

- ・地域計画等策定区域及び当該区域が一体的に農地として利用されている周辺区域であること。
 - ・土地利用調整計画を作成していること。
-

事 業 主 体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業者団体、農業法人等

負担割合

負担割合	事業主体	区分		国	県	市町村	その他
県営	県	定額助成		定額	—	—	—
		定率助成		50(55)	27.5	10	12.5(7.5)
		※水田貯留機能向上型に限り		50(55)	32	18(13)	—
団体営	農地中間 管理機構	定額助成		定額	—	—	—
		定率助成	ハード事業	50(55)	27.5	10	12.5(7.5)
			ソフト事業	50(55)	—	50(45)	
		※水田貯留機能向上型に限り		50(55)	32	18(13)	—
	その他	定額助成		定額	—	—	—
		定率助成	ハード事業	50(55)	14	36(31)	
			ソフト事業	50(55)	—	50(45)	
		※水田貯留機能向上型に限り		50(55)	21	29(24)	—

※（ ）は、事業実施区域が中山間地域の場合に適用する。

農業水路等長寿命化 ・防災減災事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	農山漁村なりわい課 中山間振興班 所管課班 農村整備課 水利施設保全班 農村防災対策室 防災対策班 ため池対策班
------------------------------	-------------------------	--

事業の趣旨・内容

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などのリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命化対策	(1) 長寿命化対策	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	ア 水利施設整備 イ 農道整備 ウ 機能保全計画策定等 エ 実施計画策定 オ 水利用調査・調整 カ 土地利用調整 キ 耐震性点検・調査
2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備	ク ため池整備 ケ 湛水防除 コ 地盤沈下対策 サ 農業用排水施設整備 シ 土砂崩壊防止 ス 特定農業用管路等特別対策 セ 農業用河川工作物応急対策 ソ 施設撤去・廃止 タ 水質保全対策 チ 利活用保全 ツ 農道施設整備 テ 機能保全計画策定等 ト 実施計画策定 ナ 耐震性点検・調査 ニ 安全度評価
	(2) 危機管理対策	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	ヌ 危機管理システム等整備
	(3) ため池防災環境整備	ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	ネ 緊急的な防災対策 ノ 地域防災上のリスク除去 ハ ハード整備の着手促進
	(4) 流域治水対策	流域治水対策のために行う農業用排水施設等の整備	ヒ 農業用排水施設整備 フ 危機管理システム等整備 ヘ 附帯安全施設整備 ホ 管理体制強化対策
3 ため池の保全・避難対策	(1) ため池の保全・避難対策	緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策	マ ハザードマップ作成 ミ 監視・管理体制の強化 ム 減災対策の実施

4 施設情報整備・共有化対策	(1) 施設情報整備・共有化対策	地理情報システムの情報整備	メ 農業水利施設情報等の地理情報システム化
----------------	------------------	---------------	-----------------------

実施要件

- 1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。
- 2 上記表の交付対象事業の欄のア及びイ並びにクからツ、ヌからノ、ヒからホに掲げる事業を実施する場合は以下の要件を全て満たすこと。
 - (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
 - (2) 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が2者以上であること（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。）。
 - (3) 交付対象事業1地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること（ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内とする。）。
- 3 上記表の交付対象事業の欄のウからキ及びテからニ、ハ及びマからムに掲げる事業を実施する場合は、交付対象事業の1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
団体営	長寿命化対策					
	水利施設整備	50 [55]	14	21	15 [10]	市町村営
		50 [55]	14	13	23 [18]	土地改良区営
	農道施設整備	50 [55]	0	50 [45]		
	上記以外	定額	—			1 地区当たりの国費助成上限は1, 000万円
県 営	自然災害等対策					
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査 安全度評価	定額	—			1 地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和1 2年度までは定額
	流域治水対策	50 [55]	未定	未定	未定	流域治水プロジェクト等に位置付けられたものであること
団体営	自然災害等対策					
	ため池整備 (ため池整備工事)	50 [55]	18	25	7 [2]	
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	—			1 地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和1 2年度までは定額
	流域治水対策	50 [55]	未定	未定	未定	流域治水プロジェクト等に位置付けられたものであること

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営 団体営	ため池防災環境整備					
	緊急的な防災対策	50 [55]	未定	未定	未定	令和 12 年度までは定額
	地域防災上の リスク除去	定額	—			1 箇所当たりの助成額の 上限は※1 のとおり
	ハード整備の 着手促進	定額	—			1 地区当たりの国費 助成上限は 500 万円
県 営 団体営	ため池保全・避難対策					
	ハザードマッ プ 作成	50	未定	未定	未定	令和 12 年度までは定額
	監視・管理体 制 の強化	50	未定	未定	未定	令和 12 年度までは定 額 1 地区当たりの国費 助成上限は 500 万円※2
	減災対策の実 施	50	未定	未定	未定	令和 12 年度までは定 額 1 地区当たりの国費 助成上限は 500 万円
県 営 団体営	施設情報整備・共有化対策					
	農業水利施設情 報等の地理情報 システム化	50	未定	未定	未定	

[] は中山間地域等（離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地域又は指定棚田地域）の場合

※ 1 1 箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合		
		下流水路の整備延長		
		20m以上500m未満		500m以上
5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円
5m以上10m未満	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円
10m以上	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円

※ 2 地域(市町村単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動の場合、助成額の上限は1,000万円とする。

4 流域治水対策とは、以下に掲げるいずれかを満たす取組をいう。

- (1) 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
- (2) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実

施するもの。

- (3) 地方公共団体が策定又は締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。